

社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会(第10回)

平成19年12月21日(金)
10:00～12:00
中央合同庁舎3号館
11階特別会議室

議事次第

1. 開会
2. 前回の議事要旨の確認について
3. 報告
 - (1) 建築物等における最近の主な事事故例等について
4. 議事
 - (1) 昇降機、遊戯施設等の安全確保のための技術的基準及び建築確認・検査体制の整備について
 - (2) 定期調査・基準の明確化と報告内容の充実について
 - (3) 部会とりまとめについて
5. その他
6. 閉会

配 布 資 料 一 覧

- 資料 1 第9回建築物等事故・災害対策部会議事要旨（案）
 - 資料 2 建築物等における最近の主な事故事例について
 - 資料 3 大澤工業（株）が製造したエレベーターにおける強度の低い鋼材が一部の構造材に使用された等の問題について
 - 資料 4 昇降機使用鋼材の品質管理に関する指針（案）
 - 資料 5 昇降機、遊戯施設等の安全確保のための技術的基準及び建築確認・検査体制の整備について
 - 資料 6－1 定期報告制度の見直しに係る建築基準法施行規則の改正案及び関係告示案
 - 資料 6－2 定期報告制度の見直しに対するパブリックコメント寄せられた主な意見と対応状況
 - 資料 7－1 昇降機、遊戯施設等の安全確保について とりまとめ（素案）概要
 - 資料 7－2 昇降機、遊戯施設等の安全確保について とりまとめ（素案）
- （参考資料） 今後のスケジュール（案）

第9回建築物等事故・災害対策部会 議事要旨（案）

日 時：平成19年10月30日（火）16時～18時

場 所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

出席者：久保部会長、直井部会長代理、青木委員、伊藤委員、今村委員、大森委員、後藤委員、櫻井委員、高橋委員、辻本委員、中埜委員、野村委員、萩中委員、藤田委員、向殿委員

（「前回議事要旨の確認」）

※ 事務局より、各委員に対して、意見等がある場合は来週中までに事務局まで連絡いただくようお願いした。

（「報告（1）」）

建築物等における最近の主な事故事例等について

- 平塚のエスカレーターの事故について、エレベータのベルト部分と保護板の距離が規格に満たないものが結構ある。保護板との間隔は許容範囲を広げる等の対策を検討の課題としてもよいのでは。

（「報告（2）（3）」）

定期報告制度における調査・検討の項目、方法及び判定基準並びに報告書等の様式に関するパブリックコメントについて

遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果に基づく勧告について

- 総務省行政評価局の実態調査は行政評価局の職員が直接行なったのか。また、国土交通省として問題点はわかっていたのか。
- 総務省の調査は直接職員がヒアリング等を行なっている。国土交通省も勧告を受ける前から当然問題意識を持っていた。
- 事故情報の活用について、事故の定義はどうなっているのか。また、ヒヤリハットについても分析しないと本当の事故はなくならないのではないか。
- 事故情報は不特定多数の者が利用する建築物を対象としている。人身事故の範囲については不明確な部分もある。ヒヤリハットについては重要ではあるが、情報を求めるることは難しいのが実情。
- 遊戯施設について、優先順位を設定して専門的な知見のある専門の特定行政庁の管理者を配置するやり方もあるのではないか。
- 総務省の勧告に対して、パブリックコメント等を充実させることで委員会は進めたい。
- 今の特定行政庁の実態を踏まえた対応が必要。

- 遊戯施設について、事業者が自分の施設について、どれだけ使用されているかを記録・点検することがリスクを下げるためには必要。

(「議事2 定期報告の的確な実施について」)

定期報告について

- 建築士の立場で、業務としての報告がどうルール化されているのか。
- 実際に業務としてやっていけるかについては検討課題。
- 定期報告制度について、もう少しわかりやすい判断基準を示して定期点検をする筋書きを作ったほうがよい。
- 銀行との間でも情報を共有すると定期報告制度も生きるのではないか。
- 定期報告の率を少しづつ上げていくことを地道に行なうのが考えるべき方向。
- 優良なことをやっている者に対して、建築基準法上のメリットを与えるようなビジネスモデルを考えないと簡単にはいかないのではないか。
- 報告を怠ったことによる罰則の適用実績が無いのはどういうことか。
- 資料9、10について、実効性が無い。本当に定期報告が必要な建物は何かを見直ししてはどうか。一度進むと元へ戻れないので慎重な議論が必要。
- モデル地域やモデル特定行政庁で先進的なことをやらせる制度は可能か。
- 定期報告について、何を優先して的確な定期報告になるのか検討してほしい。
- 維持保全計画の雛形つくれないか。

(「議事4 不具合情報等の提供・共有方策について」)

不具合情報の共有について

- 情報が一般から入ってこないことについて、年に1回、国民から建築の事故防止に関するキャンペーンをする取り組みはできないのか。
- 防災協会が各地域にコンパニオンソサエティーを持っているのでそこから情報を吸い上げるような仕組みを防災協会で考えられないか。

(「その他」)

今後のスケジュールについて

- 第10回部会は12月21日 10時～12時とする。
- 資料9、10、11について、意見があれば事務局まで提出いただくようお願いした。

建築物等における最近の主な事故事例について

目 次

1. 建築物における事故事例	1
2. エレベーターにおける事故事例	4
3. エスカレーターにおける事故事例	14
4. 簡易リフトにおける事故事例	20
5. 小荷物専用昇降機における事故事例	23
6. 遊戯施設における事故事例	24

1 建築物における事事故例(過去3年間)

最終更新日:2007/12/21

発生年月日	発生場所	建築物用途	状　　況	被害の程度
H17/01/26	新潟県内	宿泊施設	地震で半壊した旅館の浴場の屋根が雪の重みで崩落し、入浴中の男性2名が生き埋めとなった。	死者2名
H17/03/02	青森県内	事務所兼倉庫	事務所兼倉庫の軒先部分が降り積もった雪とともに崩れ落ち、軒下で作業をしていた男性従業員が生き埋めとなった。	死者1名
H17/04/08	東京都内	共同住宅	工事用エレベーターの滑車が落下し、仮囲い上部の防護棚を破り、歩道上に落下した。その際、切断された電線が歩行者に当たった。	重傷1名
H17/06/14	東京都内	事務所	8階建てオフィスビルの5階付近より壁面約12m ² (計900kg)がはがれ落ち、下を走行していた車と通行中の歩行者に当たった。	重体1名、軽傷1名
H17/06/21	東京都内	共同住宅	作業員がアパートの1階部分の壁(幅11.7m、高さ3.2m)に上って解体作業をしていたところ、外壁が縦10m、横約2mに渡って突然崩れた。	軽傷1名
H17/08/05	山口県内	病院	男児(1才7ヶ月)が作動中の回転ドアに触れて転倒した際に、回転ドアの扉下部と床の間に足の先が挟まり、同伴の母親が男児の足を扉下部から引き抜いたが、その際に母親が腕に擦傷を負った。男児に外傷等はなかった。	軽傷1名
H17/09/26	広島県内	パチンコ店	県庁やデパートが立ち並ぶ繁華街の一角のパチンコ店ビル解体工事現場で、高さ約5mの外壁が幅約20mにわたって突然崩れ、がれきなどが歩道や車道に落下し、男性2名が負傷した。	要入院1名、軽傷1名
H17/10/24	鳥取県内	中学校	休み時間中、校舎1階の教室内で数人の生徒と追いかっこをして遊んでいた際、男子生徒(13才)がテラス側の窓ガラスに誤ってぶつかり、割れたガラス片で負傷した。生徒はその後手洗い場で血を洗い流している最中に意識を失い、約1時間20分後に死亡した。	右手首にけが、救急隊員が病院に収容したが、出血がひどく間もなく死亡

発生年月日	発生場所	建築物用途	状　　況	被害の程度
H17/11/24	埼玉県内	スポーツ施設	2階にある屋内プールで、石こう製の天井板約150枚が落下し、4m下のプールにいた利用客3人に当たった。	男性(65才)と女性(48才)が、肩や首に軽い打撲
H18/06/07	新潟県内	小学校	消防法で定める定期点検中に防火シャッターが降下し、小学生1名が首を挟まれた。	重体1名
H18/08/10	愛知県内	県営住宅	5階建て県営住宅の3Fの部屋から男性(25才)がベランダに出ようとしたところ、バランスを崩し、手すりにつかまつたところ、手すり子が外れ1階に転落した。	肋骨骨折及び左手首開放骨折
H18/08/13	大分県内	多目的ホール	座席最上段に通じる2階の扉から入ったところ、可動式のいす席が格納されていたため4メートル下のフローリング床へ転落した。	重傷
H18/10/11	東京都内	倉庫	解体作業中、柱・外壁を重機にて倒す際に躯体とPC版を止めてある金具が腐食していたためPC版が剥がれ壁が足場(養生)に寄り掛かりそのまま足場ごと道路に倒壊した。	負傷者なし
H18/11/15	山口県内	店舗	駐車場につながるらせん状の通路から乗用車が約8メートル下に転落した。通路は、右回りのらせん状になっていたが、車は何らかの原因で直進し、高さ約2メートルの金網のフェンスを突き破って落ちたもの。	乗っていた4名が死亡
H18/12/08	北海道内	駅	電動車いすの男性がエレベーターを降りた後に、近くの階段から転落した。	頭を打ち死亡
H19/02/16	静岡県内	共同住宅	22階床版コンクリート打設工事中、仮設床材がコンクリートの重量に耐え切れず、床材とともに作業員2名がELVピット最下部まで転落した。	死者1名、中等症1名

発生年月日	発生場所	建築物用途	状　　況	被害の程度
H19/04/19	岐阜県内	共同住宅	共同住宅の2階に住む主婦がベランダのアルミ製手すり(高さ約1.2m、幅約2.5m)に布団を干していたところ手すりが外れ、約3.8m下のアスファルト面に転落した。	骨盤を骨折する等の重傷。女性は妊娠中で、同日、緊急出産したが胎児は出産後死亡した。
H19/04/25	東京都内	事務所	建物解体中に足場(鋼管パイプ製、高さ8.6m、幅29m)が道路側に倒壊し、けが人が1名(自転車での通行人)発生した。	軽傷
H19/06/06	愛知県内	事務所	鉄骨を吊り上げ作業中、建材H形鋼約130kgが落下した。	なし
H19/06/19	東京都内	雑居ビル	雑居ビル2階の壁面から飲食店の看板が落下し、通行人の被害者女性が下敷きになった。また、被害者男性が落下した看板を持ち上げる際に手を負傷。	女性(28歳)重傷、男性(23歳)軽傷
H19/06/19	東京都内	入浴施設	女性専用温泉の別棟の地下にあるポンプ室で天然ガスが原因とみられる爆発があり全壊。従業員3名が死亡、通行人を含め3名が負傷した。	死者3名、負傷者3名
H19/07/06	東京都内	店舗	店舗出入り口上の鋼板(湾曲形状の意匠用鋼板 重量約25kg前後)が何らかの原因で約3m下の地面に落下した。	特になし
H19/07/13	福岡県内	雑居ビル	ビル3階部分の外壁に取り付けられていた広告物(高さ約3m、幅約2m、重量1.5トン;大黒様の人形)が、交差点の側道上に落下した。前夜から当日早朝にかけた強風雨により落下したものと推定される。	けが人等なし。
H19/08/15	京都府内	事務所	塔屋(パラペット付近)のタイルが剥離して落下し、敷地前面に破片が飛散した。	近くにいた女性1名に落下した破片が当たったが、病院で特に問題はないとの診断を受けている
H19/11/08	埼玉県内	駐車場	立体駐車場4階から軽乗用車が転落し、約11メートル下の地上に衝突して大破した。車は4階西側のスロープ付近の鉄柵(高さ約1.2m)を突き破った。	死者2名

は、前回からの更新分

2 エレベーターにおける事故事例(過去3年間)

①エレベーター(利用者の事故)

最終更新日:2007/12/21

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H17/01/27	岡山県内	エレベーター	けんかにより男性(45才)が男3人に担がれエレベーター扉にぶつけられた衝撃で、扉の下にすき間ができ、1階に停止していたかご上に転落した。	全身打撲等により死亡	
H17/05/07	神奈川県内	エレベーター	バックでエレベーターに乗り込もうとしたフォークリフトが、エレベーターの鉄製ドア(厚さ約5cm)を突き破り、8.5m下の1階に転落した。	死亡	
H17/07/07	愛知県内	エレベーター	雑居ビル1階で男女3人が開いたエレベーターに乗り込もうとしたところ、昇降する本体部分が来ておらず(4階に止まっていた)、3人とも約1.5m下のくぼみに転落した。(泥酔によるいたずらの可能性。)	腰・首部挫傷1名、左肩挫傷1名、腰挫傷1名	
H17/11/13	秋田県内	エレベーター	4Fから児童(小学3~6年)25名が乗り込み1Fに降下したところ、1F到着時に扉が開かず閉じ込められた。	外傷なし、体調不良を訴え 16名病院に運ばれる	
H18/03/27	福井県内	エレベーター	患者とその家族の計4名が1Fへ降りるため乗り込んだところ、扉が開かなくなり、1Fから7Fまでを上昇、下降を繰り返した。かご内からインターホンにて警備員室に通報があり、管理しているメンテナンス会社職員が駆けつけ、約1時間後に救出。	1名が気分が悪くなり手当を受ける	
H18/05/22	福島県内	エレベーター	保守点検作業中のエレベーターで、開いたままの1F扉から乗り込もうとした男性(39才)が約1.3m下のピットに転落した。	臀部裂傷の軽傷	
H18/06/03	東京都内	エレベーター	1Fから男性(16才)が12Fで降りようとしたところ、扉が開いたままかごが急上昇し、かご床と乗場天井部の間に挟まれた。	窒息により死亡、同乗していた女性(57才)はけがなし	
H18/07/08	福岡県内	エレベーター	男性3名が8Fに上がるため1Fからエレベーターに乗り込み、2F付近で突然停止した。	1名がむち打ちの症状を訴え病院で治療を受ける	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H18/08/07	大阪府内	エレベーター	電気工事業者の自宅外壁に取り付けたの自作の昇降機(ワイヤでつり下げられた鉄製のかご(高さ105cm、奥行82cm、幅96cm)がモーターで上下する)に、誤って女児(8才)が挟まれた。	死亡	違法物件
H18/08/14	東京都内	エレベーター	電動車いす使用者が3Fへ降りるため4Fよりかごに乗り込んだところ、かごには先に台車が乗っていたため乗り込みスペースが狭く、かご内に乗り込んだものの車いすの後部車輪が扉に接触していたため、かご扉が約3mm程度すき間があるまま運行し、3F到着直前(3F床面より約110mm上)で緊急停止したが、停止位置が扉開閉範囲内(±150mm)であったため扉が開き、後ろ向きのまま車いすを降車しようとしたところ、段差で転倒した。	頭部打撲、頸椎損傷を悪化させた	過去にもねじが挟まり緊急停止、通常運行時段差が生じたことがあった
H18/08/18	和歌山県内	エレベーター	男性(30歳代)が4Fから1Fへ降りるためエレベーターに乗り込んだところ、4Fと3Fの間で突然ガタンと揺れ停止し、衝撃で男性は壁に倒れかかり負傷した。	手首関節と頭部を打撲し、全治1週間の軽傷	H8設置
H18/08/22	山口県内	エレベーター	男児(3才)が開く扉に手を挟まれた。	軽傷	
H18/08/27	広島県内	エレベーター	母親と一緒にエレベーターに乗っていた男児(1才)が内扉に手を掛けていたため、扉が開いた際に扉のすき間に指を引き込まれた。	左手人差し指と小指に軽傷	
H18/09/26	東京都内	エレベーター	犬の散歩から10Fへ帰宅途中、乗り合わせた男性が8Fで降りたところ犬がつられて降り、指にリードを巻き付けていた飼い主の女性(95才)がかご内に引き戻そうとしたが扉は閉まりかごは上昇を始めたため指4本が切断された。	左手親指以外の4本切断	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H18/10/25	熊本県内	エレベーター	容疑者と警察官2名が先にエレベーターに乗り込み、護送していた女性職員(25才)が乗り込む前に扉が閉まりかごは動き出した。女性職員は左手に容疑者の腰ひもを巻き付けていたため強く引っ張られ、左手の甲から先を切断した。	左手の平と親指の先を切断	
H18/10/29	東京都内	エレベーター	20Fで停止したエレベーターに約20cmの段差があり、気づかず乗り込もうとした女性(60才代)がバランスを崩し足をくじいた。	足首に軽傷	
H19/04/04	東京都内	エレベーター	エレベーターの8本のメインロープのうち1本について、ロープを構成するストランド8本のうち1本が破断し、機械室にある滑車の側部保護カバーに接触し火花が飛び、その火花が滑車の下部保護カバー上面に堆積した粉塵に引火し発煙した。	なし	同型機10基中 1基にストランド 切れ、8基に素 線切れ
H19/04/09	千葉県内	エレベーター	エレベーター機械室内に設置された制御盤内のトランス1個が焼損した。	なし	
H19/04/18	神奈川県内	エレベーター	4階でエレベーターから降りる際、持っていた掃除機のコードがエレベーターの3階部分のロック装置に絡まり、被害者がコードを取り外すために3階の扉を開けたため、ピットに転落し負傷した。	左足首骨折	
H19/04/23	千葉県内	エレベーター	かご上に取り付けられている着床スイッチ(ドア開許可領域検出装置)に不具合が発生したため、エレベーターが停止位置を検出できず最上階と最下階の往復運転を繰り返していた。	なし	
H19/05/06	東京都内	エレベーター	屋上エレベーター機械室内に煙が充満していた。	なし	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H19/05/08	大阪府内	エレベーター	市営地下鉄利用者が5月8日(火)に昇降路内の異音に気づき、保守点検業者に連絡し、調査したところ、全4本のメインロープのうち1本のロープにストランド切れが発生していることが判明し、当該エレベーターを休止。同日に当該エレベーターのすべてのメインロープ(4本)を交換し、安全な運行を確認した後、復旧。	なし	
H19/05/29	奈良県内	エレベーター	エレベーターが異常停止し1名の閉じこめが発生した。 消防署へ連絡が入り、消防署員により救出。 (救出9:30頃、閉じこめ時間30分程度)	なし	
H19/05/30	大阪府内	エレベーター	当該市営住宅の住民が5月30日(水)に昇降機のゆれ及び昇降路内の異音に気づき、保守点検業者に連絡し、調査したところ、全3本のメインロープのうち1本のロープにストランド切れが発生していることが判明し、当該エレベーターを休止。同日に当該エレベーターのすべてのメインロープ(3本)を交換し、安全な運行を確認した後、復旧。	なし	
H19/06/01	京都府内	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 油圧エレベーター機械室(地下1階)の煙感知器(光電2種)が発報、当施設の職員が現場を確認、モーターから発煙していた。電源は既に遮断され、発煙のみのため、消火活動は無し。 ・ 消防は、火災通報装置により、直接通報され、現場急行したが、消火活動は実施されず。 <p>応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日15時15分、保守点検業者到着し、調査。23時ごろ、モーター取替えし、検査・試運転のうえ、復旧。 	なし	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H19/06/04	東京都内	エレベーター	平成19年5月11日エレベーターの定期検査を実施したところ、ピット室の緩衝器の根本部分、調速機の取付け部分及びレール取付け部分の腐食が著しいことから、交換のため当該エレベーターを停止していた。6月4日になって、市役所に住民からエレベーターを停止していることに対する通報が寄せられ、現地調査したところ、著しい錆による腐食を確認し、その程度から判断すると、前回の定期検査(平成18年7月11日)以降のみの錆によるものとは考えられず、前回の定期検査の内容(A判定)が不適当であると判断した。	なし	
H19/06/05	大阪府内	エレベーター	被害者が3階から1階へ行くために、自転車とともにエレベーターに乗車中、自転車の後部付近が扉を圧迫し、扉がわずかに開いたため、安全装置が作動し1階付近で停止。扉開閉可能な高さであったため、15cm程度の段差がある状態で扉が開き、被害者が気づかないままエレベーターから降りたため転倒し、大腿骨を骨折した。	男性(78歳) 大腿骨骨折	
H19/06/06	東京都内	エレベーター	雑居ビル1階で上昇中のエレベーターが1、2階間で動かなくなり、男女7人が約1時間閉じ込められた。東京消防庁のレスキュー隊などが駆けつけ3階の扉から救助した。	なし	
H19/06/08	埼玉県内	エレベーター	1階乗り場から母親とともに乗り込もうとしていた幼児がエレベーター扉に手をついたまま、自分で身体障害者用押しボタンを押した。扉が開いた際、エレベーター扉間(2枚扉片開き)に手を引き込まれた。	幼児左手打撲	
H19/07/04	東京都内	エレベーター	東京都内の雑居ビルにおいて男女11名が、約1時間EV(定員9名)に閉じ込められた。	なし	
H19/07/12	秋田県内	エレベーター	エレベーターが4階と5階の間で停止し、乗客3名がエレベーター内に閉じこめられた。カゴ上コントロールボックスカバーが通信ケーブルの一部を挟み込み電流異常とマイコンが判断し停止に至った。	なし	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H19/07/28	東京都内	エレベーター	1階より乗込んだ被害者(小児)がカゴに手を添えた状態で4階に着床戸開し、戸袋側に手を挟み込まれた。	右手小指薬指腱断裂	
H19/08/20	奈良県内	エレベーター	8人乗りエレベーター(600kg)に児童11人(約550kg)が3階から乗車し、1階ボタンを押したところ、4階へ上昇し、4階到着寸前に突然停止。閉じ込められた。エレベーター内直通電話と児童の持つ携帯電話とで、2回保守会社へ連絡が入った。保守点検会社担当者が現場に到着し、児童を救出した。	11人中、11歳の女子1人が過換気症候群で不調を訴え	
H19/09/12	大阪府内	エレベーター	遊戯施設において、男性客9人が3階から上行きのエレベーター(定員9名)に乗り込んだところ、エレベーターが異常降下し、3階床レベルから50cmほど天井が出ている状況で停止した。 閉じこめられた客が店に救助を要請し、店から連絡を受けた保守会社が約50分後に駆けつけ、エレベーターを2階レベルまで下ろして9人を救助した。	9人は衝撃で腰を打ったり、気分が悪くなったりして救急車で病院に搬送されたが、いずれも軽傷。	
H19/09/12	兵庫県内	エレベーター	3階から1階へ下降運転中、3階レベル下500mmの位置で停止。女性1名子供3名が閉じ込められた。	なし	
H19/09/14	大阪府内	エレベーター	3階から搭乗し下降運転中、5階と4階の中間付近で急停止した。即時救出運転機能が作動したことから閉じ込めには至らず5階から脱出した。	軽度の頸椎捻挫	
H19/09/14	京都府内	エレベーター	油圧エレベータ用モーター焼損により機械室の火災報知器動作。消防の消火活動はなし。	なし	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H19/09/16	広島県内	エレベーター	住民7人が乗ったエレベーター(定員9名)が1階まで降りようとしたところ、1階で停止せず、1階床下約47cm下がった位置で停止した。 閉じ込められた住民が外部連絡装置で保守会社に救助を要請し、駆け付けた保守会社が約20分後に外部からエレベーターのドアを開けて住民を救助した。	なし	
H19/10/12	香川県内	エレベーター	2階より1階に下りたところ扉が開かず、戸締め救出装置が作動し他階の開閉確認し、結果的に2階で停止した。 停止後携帯電話で病院受付に連絡、病院より11時8分消防署に連絡、消防により11時30分救出された。 故障改善(同日17時30分)後正常運行している。	なし	
H19/10/22	大阪府内	エレベーター	下階より空のかごが移動、5階で扉が開かずのかごが上昇その後、大きな音がする。 かごは7階床レベルより約1m上で停止。つりあいおもりが緩衝器まで達していた。	なし	1995年設置
H19/10/23	大阪府内	エレベーター	かごが昇降するが扉が開かないため閉じ込めが発生した。 戸開の為の電気回路を構成しているドア抵抗の端子台が接触不良状態となりドアを開けることができず、閉じ込め故障が発生。端子及び抵抗の取替えにより復旧した。	なし	
H19/11/02	大阪府内	エレベーター	1階からエレベーターに乗り5階へ上昇中、5階停止位置の30cm下で停止。扉も開かず閉じ込められた。被害者がエレベーター内のインターホンで通報し40分後救出された。	なし	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H19/11/19	大阪府内	エレベーター	7階より2名が乗込み1階へ下降し到着したが、扉が開かず閉じ込めが発生した。制御盤内戸開用リレーの接触不良により戸開用リレーがONの状態のままとなつたため、扉を動かすことができず閉じ込めが発生した。	なし	

②エレベーター(作業者の事故)

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H17/02/18	福岡県内	エレベーター	男性作業員2名が昇降路頂部(13階)で、かご上に乗り配線作業を行っていたところ、かごがピットまで落下した。	男性作業員(55才)死亡、 男性作業員(30才)左足骨折全治2ヶ月	
H18/02/11	三重県内	エレベーター	荷物エレベーター(幅1.2m、奥行0.3m、高さ3.6m)のかご上でつり合おもりの調整をしていた男性作業員(40才)がつり合おもりと建物支柱との間に挟まれた。	頭の骨を折るなど翌日死亡	荷物用
H18/05/22	福島県内	エレベーター	保守点検作業中のエレベーターで、開いたままの1F扉から乗り込もうとした男性(39才)が約1.3m下のピットに転落した。	臀部裂傷の軽傷	
H18/06/26	愛知県内	エレベーター	工事に利用していた車輌用エレベーターに手すりを設けていなかったためエレベーターと内壁とのすき間(約80cm)から現場責任者(31才)が転落した。	死亡	
H18/07/22	東京都内	エレベーター	エレベーターの修理作業を行っていた男性作業員(23才)が降下してきたかごにぶつかり負傷した。	背中を打ち重傷	
H18/08/17	愛知県内	エレベーター	解体作業中につり合おもり(約700kg)が落下し、男性作業員(49才)が下敷きとなった。	即死	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H18/08/24	東京都内	エレベーター	男性保守作業員(31才)かご上でドアの開閉速度の点検中、かご内の別の作業員が、「開」ボタンを押そうとしたところ、誤って「8F」ボタンを押し、かごが上昇したため転落し、かごと昇降路壁との間に挟まれた。	全身を骨折し死亡	
H18/08/29	京都府内	エレベーター	建設中の物流施設のエレベーターのかご上で清掃作業をしていた男性(62才)が誤って約1mの壁とのすき間から約10m下に転落した。	頭を強く打ち、約2時間半後に死亡	
H18/08/30	東京都内	エレベーター	ビルの内装工事を行っていた男性作業員(54才)が、5Fでエレベーターの扉に水準器を挟み、扉が閉まらないようにして資材の運び出しをしていたところ、水準器が乗場側にずれて扉が閉じ、かごは7Fの呼びに応答して上昇したが、作業員は気づかず扉をこじ開けピットに転落した模様。	死亡	
H18/11/01	福井県内	エレベーター	かご上でエレベーターの解体作業を行っていた作業員(25才)が、ワイヤロープを切断したところ、落下してきたつり合おもりが直撃した。	首の骨を折り死亡	
H18/11/29	群馬県内	エレベーター	男性(43才)が作業員用の1人乗り点検エレベーターから約20m転落した。	約2時間後に脳挫傷により死亡	
H19/03/01	東京都内	エレベーター	アルバイト男性従業員(56才)がフォークリフトとともに1Fから2Fへ向かっていたところ、誤って転倒し、かご床と1F天井部に挟まれた。	胸部圧迫にて死亡	
H19/05/14	群馬県内	エレベーター	空調工事の下見中の男性作業員(39才)が電源盤を探すため店舗部分からエレベーター部分に移動した際、誤って約19m下の金属製床に転落した。	死亡	
H19/05/20	広島県内	エレベーター	空の昇降機を1階に降ろすため、2階にいたアルバイト男性が、頭を昇降機のなかに入れたまま自らスイッチを入れたため、手すりと昇降機の上部の鉄枠の間に挟まれ死亡したものの。	死亡者 男性(29歳)	荷物用

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H19/08/03	愛知県内	エレベーター	かごを4Fに止め、昇降路内で男性作業員(62才)が1Fの扉の点検をしていたところ、かご(縦横90cm、高さ1.9m)が降下し挟まれた。	胸部圧迫により死亡	

[REDACTED] は、前回からの更新分

3 エスカレーターにおける事故事例(過去3年間)

①エスカレーター(利用者の事故)

最終更新日:2007/12/21

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H17/01/11	青森県内	エスカレーター	エスカレーターに乗っていた男児(11才)がステップとライザ(けあげ)の間に靴を挟まれた。	左足の指3本骨折	上り
H17/02/13	愛知県内	エスカレーター	ホームから改札に向かう上りエレベーターにおいて、利用者が足下に置いていたカバンのひもがステップに引っかかり、引き抜こうと降り口で立ち止まったため、後続の乗客が将棋倒しとなった。	15~17才の高校生13名が腰や膝を打つ軽傷	上り
H17/03/23	東京都内	エスカレーター	下りエスカレーター降り口付近で、母親と一緒に前向きに乗つて足を交差させて立っていた女児(5才)の長靴のかかと部分がステップに挟まれた。	右足に軽傷	下り
H17/04/16	大阪府内	エスカレーター	上りエスカレーターでバランスを崩した女性が転倒し、すぐ後ろにいた2人の上に倒れかかった。	3人とも軽いねんざ	地下1階→1階
H17/06/09	静岡県内	エスカレーター	エスカレーターの手すりベルトが突然停止し、階段部分がそのまま動き続けたため、前方にいた客がバランスを崩したのをきっかけに、1階ロビーから2階へ向かうエスカレーターに乗っていた客が次々と後ろ向きに倒れた。	女性客(77才)が右足を骨折、女性2人が骨折の疑いがあり、うち1人が検査入院し、男性1人を含む9人が打撲などの軽傷を追った。	1階→2階
H17/07/03	愛知県内	エスカレーター	男子生徒(15才)が下りエスカレーターの3階乗り場付近から約6m直下の2階乗り場付近に落ち、頭を強く打ち重体。	重体1名	下り

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H17/07/18	長崎県内	動く歩道	遊園地内で男児(5才)が、ベルトに乗って坂道を移動する「動く歩道」を降りた後、再び終点から乗って逆に走り始めたところ転倒し、うつぶせに倒れたまま流され、シャツの胸の部分がベルトの巻き込み口に挟まれ、胸に軽傷を負った。	軽傷1名	
H17/08/24	東京都内	エスカレーター	スーパーで、女児(1才10ヶ月)が、1階から2階に向かう上りエスカレーターの手すりを抱え込むように上がっていき、2階附近にある転落防止のためのアクリル板にぶつかって、約4m下の1階床に転落した。	頭蓋骨骨折の重傷	1階→2階
H17/09/23	福岡県内	エスカレーター	2階エスカレーター降り口にて、男児(9才)がエスカレーター外側に遊戯用コインを落とし、拾おうとしてエスカレーター内側より手を伸ばしたところ、移動中の手すりに身体を運ばれ、ベルトと安全柵の隙間にはさまれた。	両腕の打撲及び擦り傷	1階→2階
H18/02/11	兵庫県内	エスカレーター	駅構内の下りエスカレーターで最後列に立っていた男性(65才)の足元がふらつき、前に立っていた人にぶつかり将棋倒しとなつた。	72才の男性が左手に軽傷	
H18/03/11	福岡県内	エスカレーター	5才の男児が体を後ろに反り返す形で手すり上に乗り、三角部に頭を挟まれエスカレーターは自動停止した。	こめかみを4~5cm切り、全治1ヶ月の重傷	
H18/06/10	福岡県内	動く歩道	駅の高架通路で、両親と乗っていた男児(4才)が先に渡りきった後、逆走しようとして転倒し右手を挟まれた。	手のひらを切る軽傷	
H18/07/04	福岡県内	エスカレーター	兄(10才)と一緒にエスカレーターの手すりに乗って遊んでいた男児(8才)が三角部に頭を挟まれた。	頭を強く打ち、意識不明の重体	
H18/07/07	大阪府内	エスカレーター	男児(2才)が手すり入り込み口に左手を挟まれた。	左手の人差し指と中指を負傷	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H18/08/13	徳島県内	エスカレーター	手すりにまたがっていた男児(8才)が三角部に挟まれた。	右太ももに打撲	
H18/08/27	熊本県内	エスカレーター	男児(2才)が手すり入り込み口に右手の指4本を挟まれた。	なし	
H18/08/30	大分県内	エスカレーター	女児(8才)がはいていた長靴がスカートガードと階段の間に挟まれた。	なし	
H18/09/01	京都府内	エスカレーター	地下鉄駅構内で、ブレーキ開放確認スイッチの接触不良により、上りエスカレーターが停止した際、男性会社員(33才)が頂上付近で転倒した。	右足打撲	
H18/10/12	山梨県内	エスカレーター	エスカレーターが突然停止し、女性(59才)が転倒した。	左ひざ打撲の軽傷	
H18/11/07	東京都内	エスカレーター	見学に来ていた小学生が1F駐車場へつながるエスカレーターに向かっていたところ、駐車場をバスが通過し警備員の指示で立ち止まつたため降り口付近に滞留し後続の児童が降りることができず将棋倒しとなった。	児童11名が軽傷	
H18/11/10	愛知県内	エスカレーター	男児(1才7ヶ月)がスカートガードと階段の間に左足のつま先を巻き込まれ、安全装置が作動し停止した。	左足首に軽傷	
H18/11/25	山口県内	エスカレーター	男性駅員1名に後方から支えられ車いす男性(34才)がエスカレーターで移動中、約4m上がったところで駅員がバランスを崩し車いすが傾いたために車いす男性が転落した。	左頬を3針、まぶたを1針縫うけが	
H18/12/01	埼玉県内	エスカレーター	エスカレーター内部から白煙が上がっているところを従業員が発見した。	煙を吸い込んだ女性(33才)が病院に搬送された	
H18/12/12	千葉県内	エスカレーター	内部拡張工事を行っていたところ、溶接の火の粉がエスカレーター内部のゴム製部品に燃え移り煙が立ちこめた。	なし	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H18/12/17	大阪府内	エスカレーター	2Fから3Fに上がるエスカレーターの3F付近から白煙が上がり周辺に煙が立ち込めた。	なし	
H19/04/03	千葉県内	エスカレーター	女児が母親とともに、3階から2階へ降りるためエスカレーター2号機の中央部に乗っていたところ、女児の長靴の飾りがエスカレーターステップの垂直部分(ライザー)に挟まつたため、左足関節を捻挫するとともにすり傷をおったもの。なお、エスカレーターは安全装置が働き停止した。	左足関節捻挫及びすり傷	
H19/05/06	埼玉県内	エスカレーター	両親と姉妹の5人で来店。両親は1階で買い物をしていたが、姉妹は3階エスカレーター降り場付近で手すりベルトを進行方向と逆方向に押して遊んでいた。店員の注意をよそに遊んでいたが、ベルトの力に負け、ベルトと一緒に左手を引き込み口に巻き込んでしまった。引きごみ口には自動停止装置があり、巻き込んですぐに感知して指を挟んだ状態で停止した。	打撲程度の軽症	
H19/06/18	神奈川県内	エスカレーター	上りのエスカレーターに乗ったところ途中で転倒し、腰部を打撲した。	打撲	
H19/06/24	東京都内	エスカレーター	ステップと側面とのすき間に3、4才の男児の長靴が挟まれ、近くの乗客が非常ボタンで停止させた。	なし	
H19/08/12	神奈川県内	エスカレーター	駅自由通路に設置された上りエスカレーターに乗った際、破損していたエスカレーターの立て板部分に足を挟まれ、右足親指を負傷。	右足親指負傷全治2～3週間	建築基準法に基づく建築確認・定期点検の対象のものではない
H19/08/24	静岡県内	エスカレーター	下りエスカレーターに乗って降りる際に、スカートガードパネルと階段との間にサンダルを挟まれて右足を負傷した。	右足人差指、中指、薬指負傷(爪をはがした)	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H19/08/28	神奈川県内	エスカレーター	下りエスカレーターに乗って降りる際に、スカートガードデッキカバーの固定ビスが飛び出していたため、そこにサンダル履きであった左足小指がひつかかり負傷した。	左足小指骨折・全治1ヶ月	
H19/09/12	東京都内	エスカレーター	下りエスカレーターに乗っていた男児(5才)がステップと側壁との間に左足のつま先を挟まれた。	指先が腫れる軽傷	
H19/09/21	兵庫県内	エスカレーター	上りエスカレーターの右側面から金具(幅約4cm)が外れていたため利用者の女性(71才)と別の女性(26才)が足を引っかけ軽傷を負った。	女性(74才)が右膝付近を切り、別の女性(26才)も右足首を切り出血	
H19/08/15	福岡県内	エスカレーター	サンダル履きでエスカレーターに乗り、エスカレーター中間部でサンダルと左足先をスカートガードと階段の間に挟まれた。	左足親指付根の裂傷(3cm)と靭帯切断	
H19/10/16	神奈川県内	エスカレーター	エスカレーター外側に硬貨を落としたため男児(9才)が身を乗り出してのぞき込んでいたところ、手すりベルトと交差部のアクリル板とのすき間に頭部を挟まれた。	首を強く圧迫されたことによる窒息で意識不明、後に回復	
H19/10/29	京都府内	エスカレーター	母親と買い物中、親がレジで袋詰めしているすきに、ひとりでエスカレーターに行き、誤って、下りエスカレーター降り口付近で転倒、その際、階段に左手をつき、くし板のくしと階段の溝の底面の隙間に左薬指を挟まれたもよう。すぐに客が非常停止ボタンで停止させ、その後店員が逆回転運転させて救出した。	左手の薬指を切るケガ	
H19/11/27	山梨県内	エスカレーター	地下1階より1階へ上がるエスカレータに乗った際、ステップとステップの間に足を置いてしまい、ステップの浮上がる力で仰向けに転倒した。	腰の軽い打撲	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H19/12/07	東京都内	エスカレーター	エスカレーターに乗っていた女性がめまいを感じて倒れ、その後ろにいた女性3名も転倒した。	後ろにいた3名が後頭部打撲のけが	

②エスカレーター(作業者の事故)

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	
H19/02/16	京都府内	エスカレーター	B2FホームとB1F改札口を結ぶエスカレーター付近の防火シャッターの工事を始めた直後、エスカレーターの床板付近から煙が上がり駆けつけた消防隊により消火された。	営業終業後でけが人なし	
H19/07/04	福島県内	エスカレーター	エスカレーターの撤去作業を行っていた男性作業員(32才)が床から約1.3m下のスレート製の天井板(厚さ7mm)に降りたところ板が破れ約5m下の駐車場に転落した。	頭を強打し意識不明の重体	

は、前回からの更新分

4 簡易リフトにおける事故事例(過去3年間)

①簡易リフト(利用者の事故)

最終更新日:2007/12/21

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H17/01/31	北海道内	簡易リフト	パン製造工場で男性従業員(48才)が、焼き上がったパンを運ぶコンベアと壁との間に挟まれているのを別の従業員が発見した。	胸部圧迫にて窒息死	

②簡易リフト(作業者の事故)

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H17/06/10	愛媛県内	簡易リフト	バイク店の3階で男性従業員(24才)が荷物積み下ろし用のリフトにオートバイを積む作業中、1階のリフトの降下ボタンが押され、リフトに落下した。	脳挫傷により死亡	
H17/07/04	北海道内	簡易リフト	荷物用エレベーターを使用していた作業員(37才)がエレベーターと床の間に挟まれ死亡した。	エレベーターと床の間に挟まれ死亡	
H17/10/10	東京都内	簡易リフト	扉のない簡易リフトでB1Fから1Fへ荷物の積み卸しを行っていた男性従業員(47才)が、B1Fでかごが動かなくなつたため、ドラム缶を足場としてかご天板の上に体を乗り出し、1Fにいた女性従業員に動かすよう指示したところ、天板と1F床部分に頭を挟まれた。	死亡	
H18/02/27	熊本県内	簡易リフト	2階建て倉庫で男性(59才)がリフトの下敷きとなっているところを発見された。	頭を強く打ち意識不明の重体	
H18/03/08	大阪府内	簡易リフト	扉のない簡易リフト(幅150cm、奥行き98cm、高さ180cm)に段ボールを積み込んでいた女性作業員(42才)かご天井部と建物の床との間に挟まれた。	胸部を圧迫され重傷	
H18/04/14	広島県内	簡易リフト	工場内のリフトが故障したため男性社員(39才)が修理していたところ、かごが落下し挟まれた。	頭を強く打ち死亡	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H18/05/09	山梨県内	簡易リフト	台車に乗せた重さ150kgの溶接機を工場2Fから1Fへ降ろすためリフトに乗り込んだところ、誤って溶接機とリフトに首を挟まれた。	首の骨を折り死亡	
H18/07/06	埼玉県内	簡易リフト	2名の作業員がリフト(縦約2.2m、横1.8m、高さ1.9m、扉なし、鉄製フレームで壁はベニヤ板張り、昇降はかご外のスイッチにおいて行う)に機械を乗せ降りようとしたところ、かごが突然落下し、男性作業員(68才)がかご天井部と出入口床との間に頭を挟まれた。	死亡	
H18/09/03	東京都内	簡易リフト	男性警備員(24才)が2Fから5Fへ荷物を運ぶため扉を開けた際かごがなく、バランスを失って約4m下のピットに転落した。	両足骨折の重傷	
H18/10/11	兵庫県内	簡易リフト	モーターの交換作業のため地面に降ろしていた原料搬送用のリフトが倒れ、足場(約1m)上で作業にあたっていた鉄工員2名が投げ出された。	男性(54才)1名が首や肩を打ち死亡、男性(35才)1名足を負傷	
H18/11/18	大阪府内	簡易リフト	荷物を出し入れするためのプラスチック製の荷台がかごと1F天井部に挟まつたため男性3名がかご上で取り除いていたところ、かごが突然落下し3名が約7m下の1Fに転落した。	男性アルバイト(39才)が胸を強く打ち死亡、男性2名(33才、35才)が足の骨を折る重傷	
H19/05/20	広島県内	簡易リフト	アルバイト男性(29才)がかご内をのぞき込みながらかご外の昇降スイッチを作動させたため、誤ってかご上部と鉄枠の間に頭を挟まれた。	死亡	
H19/07/03	福井県内	簡易リフト	同僚2名と簡易リフトの設置をしていた男性作業員(67才)が、降下してきた昇降板(約2t)の下敷きとなつた。	胸部圧迫により窒息死	
H19/11/14	静岡県	簡易リフト	店主の男性(71才)がかごと床面の間に左半身を挟まれている状態で発見された。	死亡	

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H19/12/11	兵庫県	簡易リフト	男性従業員(40才)がかご内で仰向けに倒れているところを発見された。	死亡	

[]は、前回からの更新分

5 小荷物昇降機における事故事例(過去3年間)

①小荷物専用昇降機(利用者の事故)

最終更新日:2007/12/21

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
該当なし					

②小荷物専用昇降機(作業者の事故)

発生年月日	発生場所	機種	状況	被害の程度	備考
H17/07/28	福島県内	小荷物専用 昇降機	結婚式場の新築工事現場で、エレベーターの取り付け作業中にエレベーターが落下、男性作業員2人が下敷きになり、全身を強く打つなどして心肺停止状態になった。	心肺停止2名	配膳用
H17/10/10	東京都内	小荷物専用 昇降機	雑居ビル地下1階で、男性(47才)が荷物搬送用エレベーターに頭を挟まれ間もなく死亡した。	荷物搬送用エレベーターに頭を挟まれ間もなく死亡	
H17/11/01	福井県内	工事現場	かご上で解体作業にあたっていた男性(25才)がワイヤを切断したところ、おもりが落下し直撃した。	死亡	
H18/09/04	東京都内	小荷物専用 昇降機	電器店で、男性警備員(24才)が2Fから5Fに荷物を運搬しようとしたところ、かごが来ていない状態で、2Fの扉を開け、1F部分に転落した。	両足を骨折する重傷	
H19/07/31	神奈川県内	小荷物専用昇 降機	ワイヤ交換作業中のかごを動かしたところ、つり合おもりが十分にワイヤに固定されていなかったためかごが4Fから降下し、かご上でワイヤ交換作業にあたっていた男性(39才)が約12m下の1F部分に転落した。	頭及び肩に軽傷	
H19/08/03	愛知県内	小荷物専用 昇降機	エレベーター修理を受け、作業員が1人でピット内において脚立に乗りエレベーターを点検作業中、突然ドアが閉まり降下してきたかごに直撃した。	死亡	

は、前回からの更新分

6 遊戯施設における事故事例(過去3年間)

①遊戯施設(利用者の事故)

最終更新日:2007/12/21

発生年月日	発生場所	一般名称	状　況	被害の程度
H17/04/06	岐阜県内	観覧車	観覧車から女性(72才)が同乗していた孫の男児(7才)と降りようとしたところ、バランスを崩し、ともに転倒した。	女性は脊髄骨折の重傷、男児はけがなし
H17/04/18	東京都内	飛行塔	大型モニターを見ながらスカイダイビングを疑似体験できるアトラクション(6人乗り座席、最大10mを上下動。強風やモニター画像で高度1万mからの落下疑似体験ができる。)において、係員がハーネス装着のみで運転。遊具が数回上下した後、前傾姿勢になったところで転落した。	5m下の床に転落、胸などを強く打ち死亡
H17/06/07	愛知県内	ウォーターシュート	家族3人で乗車中、登り坂の手前で停止したため、コース脇の点検用通路に降りようとして、誤って転倒した。	女性(32才)足の甲骨折、男性(32才)首を打撲
H17/07/20	神奈川県内	コースター	男児(8才)が、降車場直前部で手を出したため、安全策に手が挟まれ、手首を骨折した。	手首骨折
H17/08/20	大阪府内	ローター	運転中に突然停止し、乗客9人が約4mの高さで宙すり状態になった。通報で駆けつけたレスキュー隊遊具の安全装置を解除して手動で地上に下ろし、約40分後に全員を救助した。	なし
H17/08/24	東京都内	コースター	ジョットコースターの軌道の支柱に張られている鉄棒(長さ約10m、直径2cm)が外れて垂れ下がり、6両目のゴンドラに乗っていた女子生徒(18才)の胸を直撃した。	胸部打撲などで1週間のけが
H17/10/22	静岡県内	観覧車	観覧車の外周と中心の軸を結ぶ「スポーク」と呼ばれる鉄製の棒(直径4cm、長さ19m)1本が外れ、地上に落下した。	なし

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H17/11/09	鳥取県内	豆汽車	園内を周遊するトレイン(定員45名)が29名の客を乗せ、発車直後、緩やかなS字カーブにさしかかったところでけん引車が横転した。	運転士のアルバイト男性(34才)、女性客2名が足及び首に軽傷
H18/05/11	大阪府内	回転ブランコ	乗り物から降りた乗客が退場する前に、係員が回転ブランコを起動させたため、これを避ける際に階段で足首をひねった。	入院を要さない程度
H18/07/29	兵庫県内	海賊船	男性(32才)が海賊船に乗車し、運転開始直後に怖くなつたため、安全バーをすり抜け飛び降りようとして、乗車ホームとのすき間(約8.5cm)に左足を挟まれた。	左足骨折の重傷
H18/07/31	岡山県内	ウォータースライド	ウォータースライドを滑った男性(35才)が着水時、水面を滑るように約7m進み、前方のコンクリート壁に衝突した。	右膝、左踵を骨折する重傷
H18/08/02	三重県内	コースター	最後のブレーキゾーンの減速度で座席前の安全バーに顔をぶつけ、唇を切った。	軽傷
H18/08/03	山梨県内	コースター	ホーム手前約10mにある最終ブレーキで異常音がしたため、係員が停止させた。	なし
H18/08/08	愛知県内	コースター	乗客9名を乗せたコースターが車体引上部を約10m上つたところで巻上げチェーンが切断し、安全装置が作動して停止した。	なし
H18/08/08	奈良県内	ウォータースライド	スライダー下への進入を防ぐために設けられた柵(幅約3m、高さ約80cm)に女児(11才)が誤って左ひざを挟まれ抜けなくなつた。	なし
H18/11/17	山梨県内	コースター	プラットホーム手前100m付近で停止した。	なし
H18/11/17	愛知県内	コースター	乗客が走行中に足を出し、外部ブレーキ装置に接触した。	かかと骨折

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H18/12/16	大阪府内	海賊船	乗客が定位置に座っていることを確認せず安全バーを作動させ首が圧迫された。	入院を要さない程度
H19/03/18	埼玉県内	ハングライダー	8基ある座席のうち1基(4才の女児と父親乗車)が水平より下がり、座席の足掛けの部分のパイプが地面と接触したため、係員が非常停止ボタンを押し、約5m進んで停止した。	なし
H19/04/28	山梨県内	コースター	午後2時10分頃、仕様書の運転休止基準である平均風速15m/sを越える突風(瞬間最大風速30m/s)が吹いたため失速し、第1落下最低平坦部(地上0.7m)で停止したもの。乗客の降車完了後(2時18分頃)、営業を中止した。 なお、当日9時の営業開始時に、強風が吹いていたため、運転を見合わせていた。1時10分頃、平均風速が10m/sとなつたため、試運転を開始し、1時20分から営業を開始していた。	なし
H19/05/05	大阪府内	コースター	2両目左側の車輪を支える合金製車軸(長さ約40cm、直径約5cm)が、乗降場所から約440m地点で折れ、そのまま約240m走行後、車輪がレールから外れて落下。車体が左側に約45度傾き、被害者が鉄柵(高さ約1m)に頭を強打したもの。事故時の速度は約30km/hで、乗降場所の約50m手前の地上約6m地点で停止した。	死者 1名 負傷者 34名(負傷者のうち乗客は19名)
H19/05/05	福井県内	コースター	2人乗りコースターの1台が軌道上で止まり、後続のコースターが追突した。	負傷者4名
H19/05/14	山梨県内	コースター	午後2時40分頃、走行中のコースターの3両目の座席の間にある、機器類を覆うためのFRP製の保護カバーが外れ、5両目の左側座席に座っていた被害者の右膝に当たった。	男性1名(軽傷)
H19/06/21	国外 (アメリカ)	フリーフォールライド	地上約54メートルから垂直に急降下するアトラクションに乗っていた13歳の少女の両足が切断された。 アトラクションのケーブルが切れ、少女の両足を直撃したとみられる。	両足切断

発生年月日	発生場所	一般名称	状況	被害の程度
H19/06/24	北海道内	コースター	ジェットコースター(四人乗り)の車輪を覆うウレタンゴムがはがれ、車輪と台車の構造材とのすき間にはさまり、走行中停止するトラブルがあった。園内に同型車両はほかに四台あり、安全確認後、26日から運転を再開している。	乗客(2名)にけがはなかった
H19/06/29	国外 (アメリカ)	回転式遊戯施設	公営遊園地で、回転式のアトラクション車両に乗っていた20代の女性(従業員)が振り落とされ、死亡した。 当該アトラクションは、照明を落とした屋内で、自動で弧を描いて移動する車両に乗るもの。このアトラクションでは、04年に7歳の子供が死亡する事故があった。(報道情報) 今回の事故原因は、従業員がまだ危険領域にいるときに、他の従業員がアトラクションをスタートさせてしまったことにある。(ライドアクシデントのサイトによる)	死者 女性1名
H19/06/30	国外 (中国)	コースター	6月30日、ジェットコースターの脱線事故が発生した。脱線車両に乗っていた中学1年生の少女が高さ10mから転落。ただちに病院へと運ばれたが、死亡した。同乗者も軽傷を負った。7月3日、安徽省内の全遊園地が営業を停止した。このジェットコースター脱線事故を受け、省関係部門は全施設の緊急点検を命じた。	死者:少女1名 軽傷者:数名
H19/08/05	国外 (フランス)	ローター	パリ西のサンジェルマンにある催し施設において、ローターのアームが折れ、かごが落下した。	乗客2名が死亡、同じかごに乗っていた2名が病院に運ばれた。

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H19/08/10	大阪府内	マッドマウス	女性客2名を乗せたマッドマウス(4人乗り)が最高地点ヘチーンにて引き上げ中、安全装置が作動し停止した。	なし
H19/08/12	茨城県内	ウォータースライド	滑降中の男性(44才)がスピードを抑えられなくなり、プールの底に両膝を強打した。	右膝を骨折
H19/08/13	国外 (韓国)	観覧車	韓国で興業中の移動式遊園地内の観覧車(高さ約66m、8人乗りゴンドラ42台)で、地上から約20mの高さにあったゴンドラ1台が何らかの理由で傾いてドアが開き、乗客7人のうち5人が転落した。	死者:5名
H19/08/15	山梨県内	コースター	ホームを出発した車両が巻上入り口付近で停止した。	なし
H19/08/18	東京都内	ウォータースライド	男性客がウォータースライド着水部付近で滑走面より落下して、レーン右側安全マット上に右肩から着地。事故直後よりウォータースライドの営業停止している。	右肩骨折、むち打ち症との診断。
H19/08/21	長崎県内	メリーゴーラウンド	メリーゴーラウンドを始動させ2周目位で馬からガタガタと音が鳴り同時に、乗馬(乗車)中のお客様が「止めて」と叫ばれ直ちに非常停止を行った。	膝の筋を痛めた
H19/08/22	島根県内	ウォータースライド	ウォータースライドの着水プールで、小学校2年生(7歳、男)の児童が仰向けの状態で沈んでいるのを子供が見つけ、近くにいた監視員が助け上げた。	死亡
H19/08/25	茨城県内	ウォータースライド	プールサイドに設置されたウォータースライドで遊んでいた小学校4年の児童が、スライダー内側の亀裂に左腕を挟んだ。	男児はひじの圧迫骨折、全治6週間のけが

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H19/09/15	大阪府内	コースター	コース走行を終えたコースターが降車場で停止せず、乗客10名を乗せたままもう1周走行した。ホーム通過直前係員の放送に従い数名がベルトを外していたため、安全バーのみの装着で2周目を走行していた。	なし
H19/09/23	三重県内	コースター	コースターに父親と2人で乗車(座席位置不明)し、女児が降車後、首や胸の痛みを父親に伝え、当社救護所へ赴き、シップ薬をもらい、帰宅した。後日診察を受けたところ胸骨を骨折していた。	胸骨骨折と首の軽い鞭打ち(全治約1ヶ月)
H19/10/07	大阪府内	ウォーターシュート	水路の最後部シュートで7歳の男児がボート前部のクッションゴムに顔を打った。身体保持ができずボート前部のクッションゴムに顔を打ったものと考えられる。	なし
H19/10/25	北海道内	ローター	地上約30mの最高地点に差し掛かったところで安全装置が作動したため停止し、乗客2名が仰向けのまま取り残された。	なし
H19/11/11	和歌山県内	コースター	プラットホームをスタートし、コンベア巻上中にコンベアが停止。再起動を試みるが作動しなかった。利用者18名を緊急用歩道から歩行にてプラットホームへ誘導。	なし
H19/12/09	千葉県内	コースター等	変電設備のトラブルによる停電により圧縮空気の供給が停止したため、コースター等の遊戯施設の安全装置が作動し停止した。停止したコースター等からは従業員の誘導等により乗客を安全なところまで移動させたが人はなかった。	なし
H19/12/14	大阪府内	フリーフォールライド	午後8時半頃運転の際に異音が発生したため、運航を休止。原因を確認したところ、頂部右側のプーリーの軸受けに異常が発見された。分解調査したところ給脂が充分でなく、軸受けが破損していた。	なし

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H19/12/15	埼玉県内	観覧車	大人1名、子供3名がゴンドラに乗込む際、係員が扉のロックの閉鎖を確認していなかったため、頂部手前付近にてゴンドラ内を移動した際、ゴンドラの傾きにより扉がゆっくりと開いた。乗客が扉を閉めたところロックがかかった。	なし

②遊戯施設(作業者の事故)

発生年月日	発生場所	一般名称	状　　況	被害の程度
H17/06/09	兵庫県内	観覧車	始業点検を行っていた男性作業員(30才)が、駆動タイヤと柱の間に挟まれた。	死亡
H17/07/22	東京都内	お化け屋敷の施設	開業前に点検作業をしていた女性従業員(29才)が、岩風呂に似せた遊具を点検中風呂のフタが突然閉まり、岩風呂とフタの間に胸部を挟まれた。	意識不明の重体
H19/11/18	神奈川県内	フリーフォールライド	始業点検時にワイヤー巻上装置動作中に、本来は目視だけの点検となっていたが、ワイヤーに付着していたごみを右手で振り払おうとしてワイヤーに軍手の一部が引っかかり巻き込まれた。	人差指第一関節より切断。中指の腱切断。
H19/12/13	山梨県内	コースター	営業終了後、1号車のブレーキフィン交換作業を電源を切らずに行なっていたため、ブレーキフィンを取り外したところ車両が30cm程度動き、車両下部で作業していた職員が車両とレールの間に挟まれ負傷。	肋骨骨折、肺挫傷他。

は、前回からの更新分

大澤工業（株）が製造したエレベーターにおける 強度の低い鋼材が一部の構造材に使用された等の問題について

富山県内に本社を置く大澤工業（株）が建築確認がなされていないにもかかわらず、既存住宅等にエレベーターを設置する工事を行っているのではないかとの匿名の通報を富山県が受け事実関係を調査したところ、建築確認がなされていないにもかかわらず、同社がエレベーターを設置する工事を行っていることが判明したほか、同社が製造したエレベーターの一部について、本来使用することを予定していたSS400材よりも強度の低いS PHC材が一部の構造材に使用されていたことが判明した旨、12月14日に同県から国土交通省に報告があった。

※ 大澤工業（株）は、（社）日本エレベータ協会の会員企業であり、9月7日及び10月19日に結果を公表した報告書（同協会を通じ、エレベーター等を製造している会員企業に対して実施した、本来使用することが予定されていた鋼材よりも強度の低い鋼材を使用したエレベーター等がないかどうかについての実態調査）においては、同社から強度の低い鋼材を使用したものはなかったとの報告がされている。

1. 富山県からの報告の概要（強度の低い鋼材が一部の構造材に使用されたエレベーター）

（1）エレベーターの製造企業

大澤工業（株）（富山県富山市）

（2）対象エレベーター

①製造期間及び台数

平成14年4月から現在までに製造された176台のうちの152台

②強度の低い鋼材が使用された部位

巻上機支持材（マシンビーム、マシンベース、マシンベース幕板）【別紙1】

かご下枠、頂部折返車受材【別紙2】

③強度の検証

大澤工業（株）が再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかったとの報告を受けた。

（3）強度の低い鋼材が使用された経緯

大澤工業（株）は、SS400材とS PHC材の材料強度の違いを十分理解していなかったため、使用すべき鋼材の種類が明確でない発注書及び部品製作図で部品を発注していた（発注書には部品番号と数量が記載されているだけで、部品製作図にはSS400材とS PHC材が両方とも記載されており、構造材ごとに使用すべき鋼材の種類が明記されていなかった）。大澤工業（株）から部品の製造を委託された企業は、鋼材の種類が明確でない発注に対し大澤工業（株）に確認を行ったところ、どちらを使用してもよいとの指示を受けたため、鋼材の発注先企業に対し、S PHC材を発注し納入を受けていた。

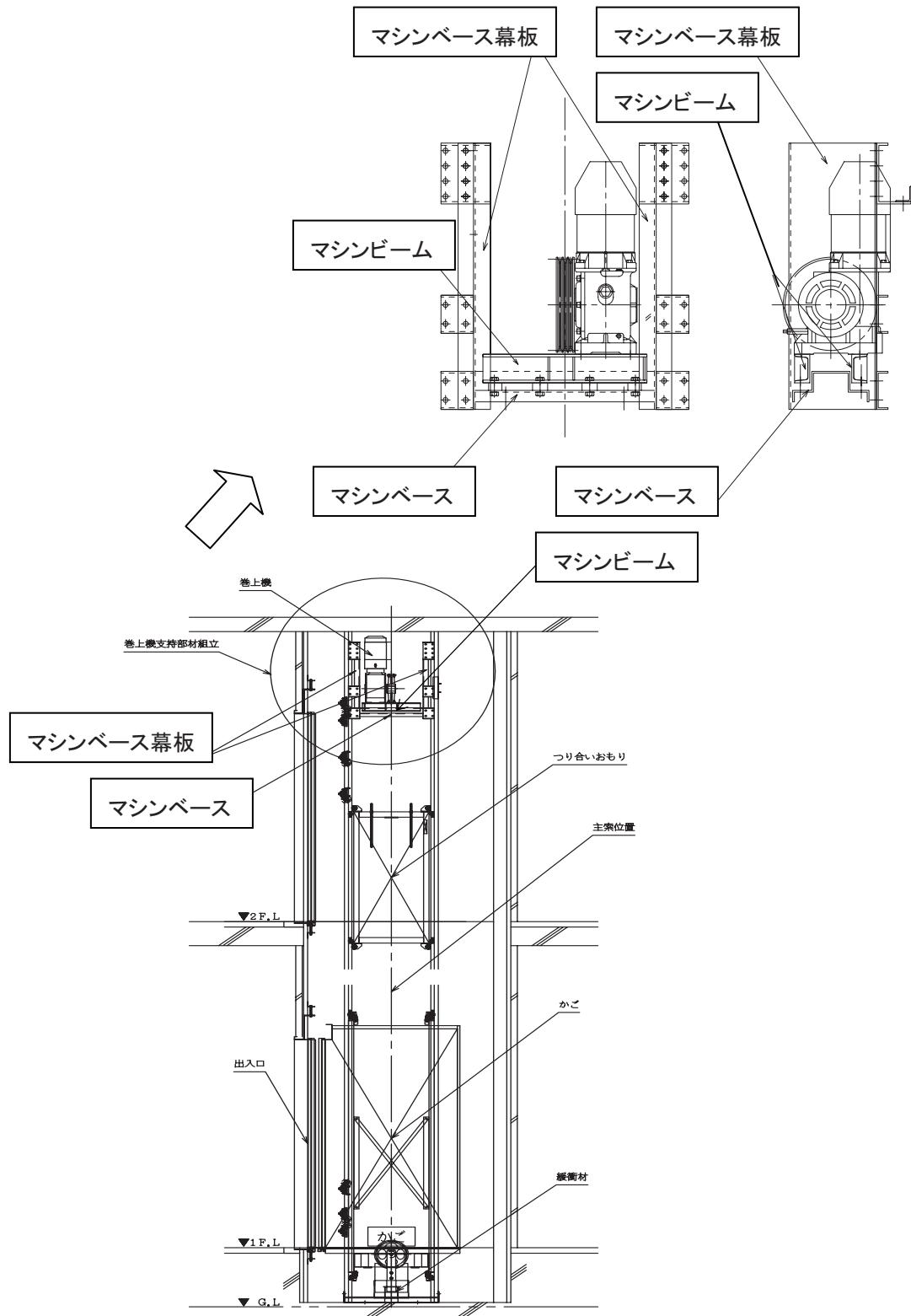
なお、（社）日本エレベーター協会の実態調査においては、自社が直接購入している鋼材についてのみ調査を行い、部品の製造を委託された企業が購入した鋼材については、調査を行わなかったことである。

2. 国土交通省としての対応

- (1) 大澤工業（株）がエレベーターの製造を開始した平成14年4月から現在までに製造された176台を対象に、建築確認を受けずに設置されたエレベーターを特定するとともに、建築確認を受けずに設置されたエレベーター又は本来使用する予定の鋼材よりも強度の低い鋼材が一部の構造材に使用されたエレベーターについて、当該エレベーターの所在地の特定行政庁に対し、建築基準法第12条第5項の規定に基づき同社から報告を求め、建築基準法に定める基準に対し適合しているか否かを確認するよう、都道府県を通じて要請する。
- (2) (社)日本エレベーター協会に対し、今回の事案を踏まえ、エレベーター等を製造している会員企業及びその部品の製造を委託された企業における鋼材の発注方法及び納入時の検査の方法等並びに強度の低い鋼材が使用されていないかどうかについて調査を行うよう指示する。

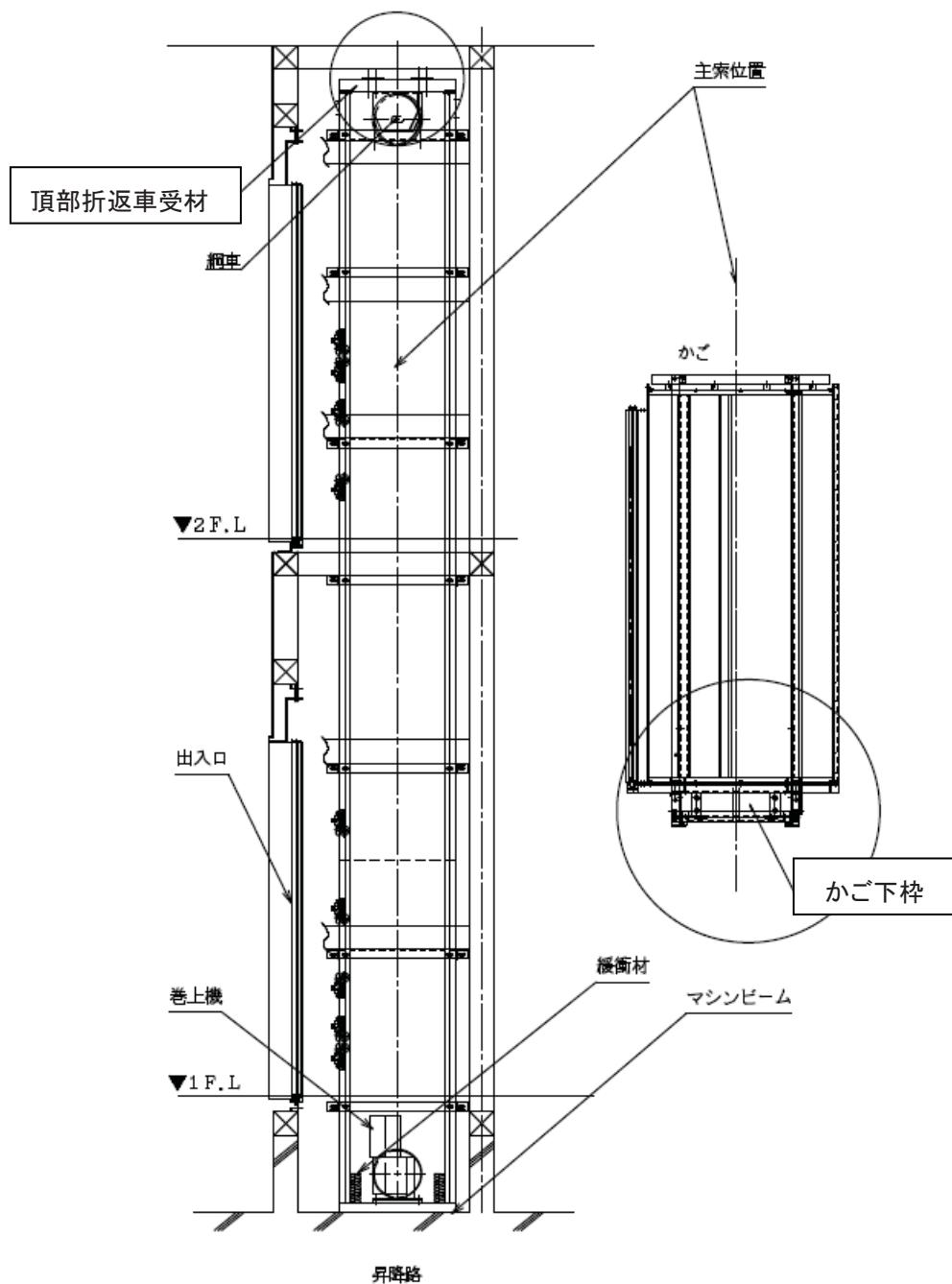
なお、国土交通省として、(社)日本エレベータ協会に対し、エレベーター等の製造における鋼材の品質管理に関する指針を作成するよう指示したところである。(10月12日に指示)

(別紙1)巻上機支持材について



※ [Redacted Box] 強度の低い鋼材が一部の構造材に使用された部位

(別紙2)かご下枠、頂部折返車受材について



※ [Redacted Box] 強度の低い鋼材が一部の構造材に使用された部位

【参考資料】強度の低い鋼材を構造材に使用したエレベーター等について

対象会社名	主旨	公表		特定行政庁の安全確認	
		判明	安全確認結果	指示	結果
フジテック（株）	エレベーター1272台、エスカレーター634台でSPHC材等を構成材に使用し、うちエレベーター560台で強度不足のおそれがある旨発表	平成19年7月12日	未	平成19年7月12日	検証中※1
(株) 日立製作所	エレベーター256台でSPHC材を構成材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表	平成19年9月7日	製造メー カーで 10月12日	平成19年9月7日	平成19年10月12日完了 (強度問題なし確認)
三菱電機（株）	エレベーター59+1177台でSPHC材を構成材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表	平成19年9月7日	製造メー カーで 10月12日	平成19年9月7日	平成19年10月12日完了 (強度問題なし確認)
東芝エレベータ（株）	エレベーター423台でSPHC材を構成材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表	平成19年10月19日	製造メー カーで 12月6日	平成19年10月19日	平成19年12月6日完了 (強度問題なし確認)
大澤工業（株）	エレベーター152台でSPHC材を構成材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表※2	平成19年12月18日	未	平成19年12月18日	検証中 (平成20年1月30日 報告予定)

※1 12月10日現在、厳密な強度計算の結果、496台が強度不足であり、うち384台で部材交換等を行い建築基準法に定める強度基準を満たしたことを確認。

※2 エレベーター176台を対象に、建築確認を受けずに設置されたものを特定するとともに、建築基準法に定める基準に適合しているか否かを確認中。

昇降機使用鋼材の品質管理に関する指針(案)

昇降機を製造している各社において、本指針を基本的事項として各社毎での実務に即した運用マニュアルを作成し、順守徹底を図る。

第1 目的

昇降機に使用した鋼材および部品が図面指示どおりの鋼材で作られていることを確保する。

第2 適用範囲

- 1) 鋼材材質指示に基づき直接購買する鋼板
- 2) 図面指示に基づき製作委託先^{※1}が購買する鋼板

(※1: 製作委託 : 完成品もしくは部品の製作を外部に委託すること)

第3 直接鋼材を調達する際の方法

- 1) 構造材^{※2}に用いるSS400材などの鋼材を調達する際には、必ず鋼材規格を明示して発注する。
- 2) 発注する際は、購入先に対してミルシート^{※3}の添付を事前要求し、必ず入手する。
ミルシートは、鋼材の購入先の社判が押印されたものとする。出来るならば購入先に至るまでに経由してきた商社・特約店・コイルセンター等の社判(コピーで可)が押印されたものが望ましい。

※2: 構造材 : 確認申請書に記載される強度計算が必要な部材。

※3: ミルシート : 鋼材メーカーが発行する鋼材検査成績書(Inspection Certificate)と呼ばれる書類で、
鋼材の品質が指定された規格の要求事項を満たしていることを鋼材メーカーが証明
するためのもの。

- 3) ミルシートは管理台帳などを用いて記録管理を行う。

第4 検査体制

- 1) 鋼材受け入れ時は、発注書、納品書、現品ラベルなど※4によって注文内容と納入品が正しいこと、ならびに鋼材規格が正しいことを確認する。

※4: 現品ラベルなど : 製品内容を表示するため、現品に貼付されるシール・ラベル、もしくは直接書き込まれるマーキングで、鋼材規格を記載したものとする。

- 2) 社内の第三者部門(品質管理部門など)によって、上記1)で定めた受け入れ検査の実施状況を定期的に監査する。

第5 製作委託先への対応

- 1) 製作委託先における鋼材調達および検査体制も、第3、第4によるものとする。
- 2) 委託元会社は製作委託先会社における鋼材購買状況、鋼材品質管理状況を定期的に監査する。当該監査においては、構造材について、発注書とミルシートの照合を行っていることの確認を行う。

第6 教育

自社ならびに製作委託先会社の資材調達・検収者に対し、鋼材の種類と特性・用途の違いなどに関する知識教育を実施する。

以上

昇降機、遊戯施設等の安全確保のための技術的基準及び建築確認・検査体制等の整備

1 現行制度の概要

(1) 建築確認・検査制度等の概要

建築基準法においては、昇降機や遊戯施設等の安全確保のための技術的基準を定め、当該技術的基準との適合性について、建築主事等による建築確認・検査を受けることにより、設置時の安全性を確保している。

また、使用時においては、所有者等に対し、常時適法な状態に維持する努力義務を課すとともに、昇降機や遊戯施設等については定期に建築士等の一定の資格者に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けることにより、使用時の安全性を確保している。

(2) 昇降機、遊戯施設、防火設備及び階段等の安全確保に関する技術的基準の概要

① 昇降機

昇降機の技術的基準については、昇降機は、建築物と異なり人を乗せて昇降する動作を繰り返すため、一度事故が発生すると人命に直結する重大事故に至る可能性が高いものであることから、建築基準法令において、①主索等は、通常の昇降時の衝撃や安全装置の作動時の衝撃によりかごの落下をもたらす損傷を生じてはならない（強度基準）、②主索等は、二以上の部分で構成され、かつ、それぞれが独立してかごを支えること等ができないなければならない（ロープ等の二重化）、③かごの昇降路の底部等に衝突するおそれがある場合に自動的・段階的に作動し、一定の加速度未満で安全に制止させる安全装置を設けなければならない（制動能力基準）、④かご等の戸が開いたまま昇降させてはならない安全装置を設けなければならない（戸開走行防止基準）等の利用者の安全確保に特に配慮した基準が定められている。

② 遊戯施設

遊戯施設の技術的基準についても、遊戯施設は、複雑にかつ激しく動くため、一度事故が発生すると人命に直結する重大事故に至る可能性が高いものであることから、建築基準法令において、①主索等は、通常の走行・回転時の衝撃や安全装置の作動時の衝撃により客席部分の落下をもたらす損傷を生じてはならない（強度基準）、②客席部分は、走行・回転時の衝撃により客席の人を落下させてはならない（落下防止基準）、③非常止め装置は、動力が切れた場合等において自動的に作動し、他の部分に衝突することなく制止しなければならない（衝突防止基準）等の乗客の安全確保に特に配慮した基準が定められている。

③ 昇降機及び遊戯施設に係る設置時と使用時の技術的基準

特に昇降機の主索等の摩損等が生じるおそれのある部分については、当該摩損等に伴う強度の低下を考慮して、使用時に満たすべき基準に一定程度強度を割増した設置時の基準を設定して、使用時の定期調査・検査で、その状態を確認し、使用時に満たすべき基準を下回るおそれがある場合には改善措置を講ずることとしている。

④ 防火設備、階段等

防火シャッター・防火戸等については、昨今の挟まれによる重大事故の教訓を踏まえ、平成17年12月に挟まれによる事故を防止するための装置の設置が義務付けられた。

また、日常の安全確保に関する技術的基準については、階段及び踊り場の幅、階段のけあげ及び踏面の寸法、階段・バルコニー等への手すりの設置義務等が定められている。

2 現行制度に関する問題点

(1) 安全確保に関する技術的基準の不備等

① 昇降機や遊戯施設の安全装置等に関する技術的基準の不備

昇降機や遊戯施設の安全装置等の技術的基準については、建築主事等が建築確認・検査において性能を確認するために必要な明確な基準（具体的な仕様・スペック）を定めることが困難であるため、当該安全装置等が満たすべき性能のみが規定されているものがある。

（例えば、かごが降下する速度が定格速度に相当する速度の1.4倍を超えないうちにかごの降下を自動的に制止する装置を設けなければならない 等）

これまで平成19年5月の大阪府吹田市のエキスポランドにおけるコースター事故等多くの遊戯施設の事故が発生しているが、これらの事故の再発を防止する上で、遊戯施設の安全確保に係る技術的基準について、フェイルセーフの観点から不十分との指摘がある。（例えば、コースターの車輪が一つ外れても転倒しないこと 等）

② 摩損等のおそれのある部分の使用時基準の不備

昇降機等の主索等の摩損等が生じるおそれのある部分について、検査資格者や特定行政庁等が劣化した主索等の状態から適法か否かを容易に判断できる技術的基準が整備されていない。（例えば、昇降機の主索の強度に係る基準については、エレベーター強度検証法により計算した当該主索に発生する応力度は許容応力度を超えてはならないと規定されているが、劣化した状態の主索に発生する応力度を確かめないと

適法か否かわからない)

③ ドア、シャッター等に関する技術的基準の不備等

転倒、転落、挟まれ事故の危険性があるドア、シャッター（防火設備は除く。）等の設備については、技術的基準が整備されていないとともに、定期調査制度において劣化状況・作動性状等の詳細な点検を行う対象になっていない。

また、日常の安全性については、浴室における転倒事故、ガラスへの衝突事故や立体駐車場からの転落事故等が発生しており、日常の安全確保のための基準が不十分ではないかとの指摘があるが、現在、これに対応した技術的基準は定められていない。

（例えば、ガラスの衝撃安全性に係る基準や駐車場落下防止基準 等）

（2）建築主事等の審査能力を超えて高度化・複雑化する遊戯施設や昇降機の機能

建築主事等による昇降機や遊戯施設の性能のチェックの補助を行う機械職・電気職等の職員がいない特定行政庁においては、種類、形状及び動き方が多様化する遊戯施設の審査に苦慮しているとともに、制御プログラムが用いられる等により高度化・複雑化している一部の安全装置等の性能については、チェックが十分に行われていないとの指摘がある。

3 今後の対応の方向

I 早急に講すべき施策

（1）安全確保に関する技術的基準の充実・強化等

① 昇降機や遊戯施設の安全装置等に関する技術的基準の充実・強化

平成19年5月に発生したエキスポランドのコースター事故等の再発を防止するため、遊戯施設の安全確保の一層の充実を図る観点から技術的基準を見直すことを検討する。（例えば、コースターの車輪が一つ外れても転倒しないことやシートベルトを締めないと走行できないこと 等）

② 摩損等のおそれのある部分の使用時基準の整備

昇降機の主索等の摩損等を生ずるおそれのある部分について、検査資格者や特定行政庁等が劣化した主索等の状態を見て適法な状態が維持されているか否かを容易に判断できる技術的基準を整備することを検討する。（例えば、主索の摩耗部分の直径の非摩耗部分の直径に対する割合は90%以上としなければならない）

③ ドア、シャッター等の定期調査の対象への追加

現在、定期調査において建築士や特定建築物等調査資格者が劣化の状態や作動性状

の調査を行っている防火設備（防火シャッター・防火戸）については、挟まれ防止措置の追加等の機器の機能の高度化等に対応するため、専門の資格者が機器・装置等の状況の詳細な検査を行う制度を検討する。

(2) 建築確認・検査体制等の整備

① 大臣認定制度における第三者の専門家による性能評価

制御プログラムや制御回路基盤等が用いられていることや明確な基準（具体的な仕様・スペック）を定めることが困難であることから、建築確認・検査において十分なチェックを受けていないのではないかとの指摘がある昇降機や遊戯施設の安全装置等の性能については、第三者の専門家による性能評価を受けた上で国土交通大臣が認定を行う制度を検討する。

② 昇降機や遊戯施設に係る研修等の実施

昇降機や遊戯施設の建築確認・検査等に必要となる専門的な知識の習得や審査能力の向上を支援するため、昇降機や遊戯施設の審査等を担当する建築主事等に対する研修等を実施する。

II 引き続き検討すべき課題

○ ドア、シャッター等に関する技術的基準の検討

転倒、転落、挟まれ事故の危険性があるドア、シャッター等の設備や床・スロープ、ガラス、立体駐車場等の建築物等の部分について、事故情報等の収集・分析等を行うとともに、この結果を踏まえ、安全確保が必要な部分について技術的基準の整備について検討する。

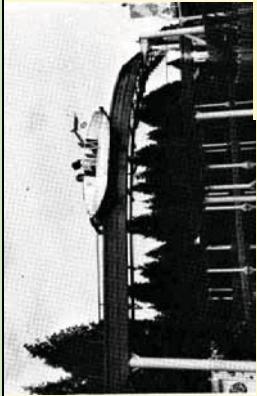
○ 遊戯施設の安全確保の方策のあり方の検討

遊戯施設の安全確保の一層の充実を図るため、遊戯施設に係る安全性の審査体制の拡充及び維持保全・運行管理の徹底等を行うための方策のあり方について検討する。

様々な種類の遊戯施設

(1) コースターなどの高架の遊戯施設

①勾配が5度未満の軌道を走行するもの(モノレール、子供汽車等)



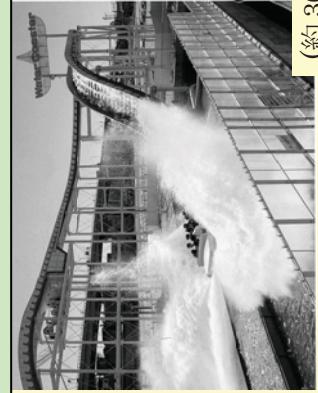
(約 200 機)

②レール上を走行するもの
(マッドマウス、コースター等)



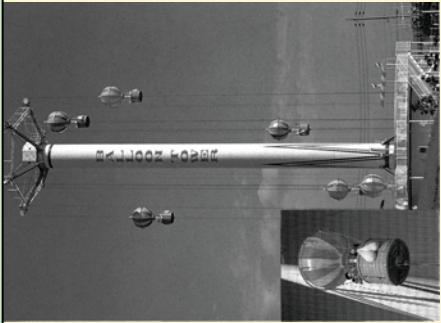
(約 300 機)

③レールを有さない軌道を走行するもの
(ウォーターシュート等)



(約 300 機)

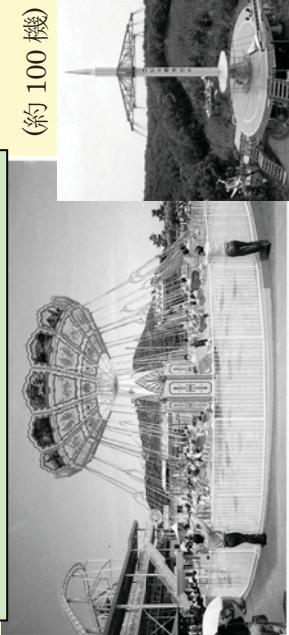
④客席部分をつり昇降させるもの
(パラシュートタワー等)



(約 20 機)

(2) メリーゴーラウンド、観覧車などの回転運動をする遊戯施設を用いるもの

①客席部分が主軸により回転する回転するもの
(回転ブランコ、飛行塔等)



(約 100 機)

②客席部分が回転するもの(客席部分を緩やかに上下動させるもの含む)
(メリーゴーラウンド、ムンクカト等)



(約 450 機)

③客席部分が垂直軸又は傾斜した回転軸の周りを回転するもの(①又は②に掲げるものの以外のもの)(コンドル等)



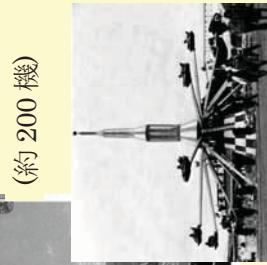
(数機)

④客席部分が水平軸の周りを回転するもの
(客席部分を緩やかに上下動させるもの含む。)(ローター等)



(約 150 機)

⑤客席部分が可変軸の周りを回転するもの
(客席部分を緩やかに上下動させるもの含む。)(ローター等)



(約 200 機)

⑥客席部分が回転運動を反復して行うもの(オクトパス等)



(約 150 機)

⑦客席部分が回転運動をする遊戯施設を用いるもの(海賊船等)



(約 150 機)

表1 建築基準法におけるロープ式エレベーターの技術的基準の概要

対象部分	条項	政令		
		告示		
主索等の主要な支持部分等	令129の4①一	設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。 イ　かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分以外の部分は、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により損傷を生じないこと。 ロ　かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分については、通常の使用状態において、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃によりかごの落下をもたらすような損傷が生じないこと。	告示	
			告示未制定	
	二	エレベーター強度検証法により、一号の基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。	告示 (H12-1414)	
	三	一号の基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたものであること。	エレベーター強度検証法の対象となるものは、かごを鎖でつるエレベーターとする。	
令129の4②一	主索等に生ずる力を計算すること			
二	主索等の断面に生ずる各応力度を表に掲げる式によって計算すること【表略】			
三	前号により計算した各応力度が破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度を超えないことを確かめること	告示 (H12-1414)		
四	主索等が一つないものとして計算した各応力度が破壊強度を限界安全率で除して求めた許容応力度を超えないことを確かめること	告示 (H12-1414)	主索等の限界安全率が定められている。	
令129の4③一	腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いること等			
二	摩損等のおそれのあるものは二以上の部分で構成されること等			
三	滑節構造とした接合部が地震等により外れるおそれがないこと			
四	索が地震等により滑車から外れないものであること			
五	風圧に対して構造耐力上安全であること。			
かご	令129の6・一	かご内の人等による衝撃に対して安全であること。		
	二	かごの壁等は難燃材料で造り又は覆うこと等。		
	三	かご内の人等が昇降路の壁等と接触しない構造とした壁等を設けること。		
	四	非常脱出用の開口部をかごの天井部に設けること。		
	五	最大定員等を明示した標識を掲示すること。		
昇降路	令129の7一	昇降路外の人等がかご等に触れない構造とした壁等を設けること。		
	二	昇降路の壁等は、難燃材料で造り又は覆うこと。		
	三	乗用エレベーター等のかごの床先と昇降路壁との水平距離は12.5cm以下とすること等。		
	四	昇降路内には、原則として突出物を設けないこと。		
駆動装置及び制御器	令129の8①	エレベーターの駆動装置及び制御器は、地震等により転倒等しないこと。		
	②	エレベーターの制御器の構造は、かごに人が乗り又は物が積み込まれた場合に、かごの停止位置が著しく移動しないもの等として、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。	告示 (H12-1429)	
			かご内等で動力を切ることができ装置を設けること。	
			かごに積載荷重の1.25倍の荷重が加わった場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとすること。	
機械室	令129の9・一	床面積は原則として昇降路の水平投影面積の2倍以上とすること		
	二	床面から天井等までの垂直距離は、かごの定格速度に応じて表に定める数値以上とすること【表略】		
	三	換気上有効な開口部又は換気設備を設けること。		

	四	出入口の幅等は、70cm以上等とし、施錠装置を有する鋼製の戸を設けること
	五	機械室に通ずる階段のけあげ等は、23cm以下等とすること等
安全装置	令 129 の 10①	エレベーターには、制動装置を設けなければならない。
	②	<p>前項のエレベーターの制動装置の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。</p> <p>一 かごが昇降路の頂部又は底部に衝突するおそれがある場合に、自動的かつ段階的に作動し、これにより、かごに生ずる垂直方向の加速度が $9.8m/s^2$ を、水平方向の加速度が $5.0 m/s^2$ を超えることなく安全にかごを制止させることができるものであること。</p> <p>二 保守点検をかごの上に人が乗り行うエレベーターにあつては、点検を行う者が昇降路の頂部とかごの間に挟まれることのないよう自動的にかごを制止させることができるものであること。</p>
		告示 (H12-1423)
		かごの定格速度、緩衝装置の種別等に応じて、一定の頂部すき間、ピットの深さを確保することとする。
		かごを昇降路の出入口に自動的に停止させる装置を設けること等
		毎分速度が定格速度の 1.3 倍等を超えないうちに動力を自動的に切る装置を設けることとする。
		動力が切れたときに慣性による原動機の回転を自動的に制止する装置を設けることとする。
		かごが降下する速度が定格速度に相当する速度の 1.4 倍を超えないうちにかごの降下を自動的に制止する装置等を設けることとする。
		かご等が底部に衝突しそうになった場合に、自動的に制御し、及び制止する装置を設けることとする。
		かごの定格速度に応じたストロークのばね緩衝器及びストロークの油入緩衝器を設けることとする。
	③一	かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じていなければ、かごを昇降させることができない装置を設けなければならない。
	③二	昇降路の出入口の戸は、停止していない場合においては、かぎを用いなければ外から開くことができない装置を設けなければならない。
	③三	非常時連絡装置を設けなければならない。
	③四	乗用エレベーター等にあつては、過荷重検知装置及び非常用照明装置を設けなければならない。

※ 丸囲み数値は項、漢数字は号を示す。

表2 建築基準法における遊戯施設の技術的基準の概要

対象部分	条項	政令	
			告示
主索等の主要な支持部分のうち、摩損等を生ずるおそれがない部分	令144①一 令144①一イ	<p>客席部分を吊る構造上主要な部分（以下この条において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとすること。</p> <p>構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。</p>	<p>告示 (H12-1419)</p> <p>組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造以外の構造で、令36の3から39までの規定によるほか、次に掲げる基準に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 木造の部分にあっては、令40から42まで、44、46①及び②並びに47に規定する基準 二 鉄骨造の部分にあっては、令3章5節に規定する基準 三 鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令3章6節の2に規定する基準 四 鉄骨鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令3章6節の2に規定する基準 五 令80の2の規定に基づき国土交通大臣が安全上必要な技術的基準を定めた場合にあっては、その技術的基準 六 繊維強化プラスチックその他これに類する材料は、軌道（軌道を支える部分を除く。）で摩損又は疲労破壊を生じにくい部分に限り用いるものとし、厚さが概ね5mm以上のものを用いること。
	①一口 ①一ハ	<p>高さが60メートルを超える遊戯施設にあっては、その用いる構造方法が、荷重及び外力によって主要な支持部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。</p> <p>高さが60メートル以下の遊戯施設にあっては、その用いる構造方法が、次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。</p> <p>(1)国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。</p> <p>(2)口の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること</p>	<p>告示 (H12-1419)</p> <p>遊戯施設の構造計算をする場合の荷重・外力の設定方法、応力度の計算方法、判定方法等を規定。</p>
軌条等	①二	軌条等を用いるものは、客席部分が当該軌条等から脱落するおそれのない構造とすること。	
客席部分	①三イ	<p>走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に、客席にいる人を落下させないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。</p>	<p>告示 (H12-1429)</p> <p>モノレール、パラシュートタワー等には、床面から80cm以上でかつ座席面から40cm以上の側壁等（客席部分の高さが5m以上の場合）、シートベルト等の落下を防止する設備等を設けること。</p> <p>コースター、ウォーターシュート、オクトパス、海賊船等で、例えば、客席部分が45度以上傾斜するもの等には、客席部分にいる人の体を確実に固定する設備を設けること。</p> <p>コースター、ウォーターシュート、オクトパス、海賊船等で客席部分が45度以上傾斜するもの等以外のものにはシートベルト等及び手すり等を設けること。</p> <p>ウォータースライド等には、原則として、高さ50cm以上の側壁を設けること。</p> <p>飛行塔、メリーゴーランド等にはシートベルト等及び手すり等を設けること。</p> <p>観覧車等については、原則として客席部分を壁、床等で囲うこと等</p>
	①三ロ	客席部分は、堅固で、かつ、客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を	

		受けるおそれのない構造であること。							
①三八		定員を明示した標識を見やすい場所に掲示すること。							
①四		動力が切れた場合、駆動装置に故障が生じた場合その他客席に居る人が危害を受けるおそれのある事故が発生し、又は発生するおそれのある場合に自動的に作動する非常止め装置を設けること。							
非常止装置	①五	<p>前号の非常止め装置の構造は、自動的に作動し、かつ、当該客席部分以外の遊戯施設の部分に衝突することなく制止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">告示 (H12-1427)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">客席部分の走行速度等が、通常の走行における速度等を超えた場合に制止する装置を原則として設けること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">動力が切れた場合等に、加速する等のおそれがあるものにあっては加速等を防止する装置を設けること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">油圧式の駆動装置による遊戯施設にあっては、遊戯施設の運転中に油圧が異常に増大した場合に作動圧力の 1.25 倍を超えないようする装置等を設けること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">二以上の客席部分が同時に走行する遊戯施設にあっては、追突を防止するために装置を設けること。</td> </tr> </table>	告示 (H12-1427)	客席部分の走行速度等が、通常の走行における速度等を超えた場合に制止する装置を原則として設けること。	動力が切れた場合等に、加速する等のおそれがあるものにあっては加速等を防止する装置を設けること。	油圧式の駆動装置による遊戯施設にあっては、遊戯施設の運転中に油圧が異常に増大した場合に作動圧力の 1.25 倍を超えないようする装置等を設けること。	二以上の客席部分が同時に走行する遊戯施設にあっては、追突を防止するために装置を設けること。		
告示 (H12-1427)									
客席部分の走行速度等が、通常の走行における速度等を超えた場合に制止する装置を原則として設けること。									
動力が切れた場合等に、加速する等のおそれがあるものにあっては加速等を防止する装置を設けること。									
油圧式の駆動装置による遊戯施設にあっては、遊戯施設の運転中に油圧が異常に増大した場合に作動圧力の 1.25 倍を超えないようする装置等を設けること。									
二以上の客席部分が同時に走行する遊戯施設にあっては、追突を防止するために装置を設けること。									
周囲の安全	①六	<p>前各号に定めるもののほか、客席にいる人その他当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">告示 (H12-1419)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">運転開始等を知らせる装置を設けること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">遊戯施設への人の乗車は、原則として、客席部分を停止させて行う構造とすること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">非常止め装置が作動した場合に、原則として、客席にいる人を安全に救出することができる位置へ客席部分を移動するための手動運転装置等を設けること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">遊戯施設には、一定の安全柵を設けること。 (安全柵は、客席にいる人以外の人が遊戯施設の可動部分に触れるおそれのない位置及び地盤面から高さが 2m 以上のプラットホームを設ける場合にあっては、その外周に設け、かつ、その高さを 110 cm以上とすること 等)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">遊戯施設の運転室は、運転をおこなうために十分見通しのよい位置に設けること等。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">一定の駆動装置を設けること。 (油圧パワーユニット（ポンプ、流量制御弁、逆止弁、安全弁及び主モーターを主たる構成要素とするユニットをいう）を遊戯施設毎に設ける等一の駆動装置の異常が他の遊戯施設に及ばないように設けること 等)</td> </tr> </table>	告示 (H12-1419)	運転開始等を知らせる装置を設けること。	遊戯施設への人の乗車は、原則として、客席部分を停止させて行う構造とすること。	非常止め装置が作動した場合に、原則として、客席にいる人を安全に救出することができる位置へ客席部分を移動するための手動運転装置等を設けること。	遊戯施設には、一定の安全柵を設けること。 (安全柵は、客席にいる人以外の人が遊戯施設の可動部分に触れるおそれのない位置及び地盤面から高さが 2m 以上のプラットホームを設ける場合にあっては、その外周に設け、かつ、その高さを 110 cm以上とすること 等)	遊戯施設の運転室は、運転をおこなうために十分見通しのよい位置に設けること等。	一定の駆動装置を設けること。 (油圧パワーユニット（ポンプ、流量制御弁、逆止弁、安全弁及び主モーターを主たる構成要素とするユニットをいう）を遊戯施設毎に設ける等一の駆動装置の異常が他の遊戯施設に及ばないように設けること 等)
告示 (H12-1419)									
運転開始等を知らせる装置を設けること。									
遊戯施設への人の乗車は、原則として、客席部分を停止させて行う構造とすること。									
非常止め装置が作動した場合に、原則として、客席にいる人を安全に救出することができる位置へ客席部分を移動するための手動運転装置等を設けること。									
遊戯施設には、一定の安全柵を設けること。 (安全柵は、客席にいる人以外の人が遊戯施設の可動部分に触れるおそれのない位置及び地盤面から高さが 2m 以上のプラットホームを設ける場合にあっては、その外周に設け、かつ、その高さを 110 cm以上とすること 等)									
遊戯施設の運転室は、運転をおこなうために十分見通しのよい位置に設けること等。									
一定の駆動装置を設けること。 (油圧パワーユニット（ポンプ、流量制御弁、逆止弁、安全弁及び主モーターを主たる構成要素とするユニットをいう）を遊戯施設毎に設ける等一の駆動装置の異常が他の遊戯施設に及ばないように設けること 等)									
主索等の主 要な支持部 分で摩損等 を生ずるお それがある 部分	①六 (令 129 の 4 等 を準用) 令 129 の 4①一	主索等は、通常の走行時の衝撃や安全装置の作動時の衝撃により客席部分の落下をもたらす損傷を生じてはならない等の基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。							
		告示							
		告示未制定							
	二	遊戯施設強度検証法により、一号の基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。							
		告示 (H12-1419)							
		遊戯施設強度検証法に用いる安全率、限界安全率等を規定							
	三	一号の基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたものであること。							
	令 129 の 4③一	腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いること等。							
	二	摩損等のおそれのあるものは二以上の部分で構成されること等。							
	三	滑節構造とした接合部が地震等により外れるおそれがないこと。							
	四	索が地震等により滑車から外れないものであること。							
	五	風圧に対して構造耐力上安全であること。							

※ 丸囲み数値は項、漢数字は号を示す。

定期報告制度の見直しに係る建築基準法施行規則の改正案及び関係告示案

1. 改正等の概要

(1) 定期調査・検査の項目、方法、基準の明確化

定期調査・検査の業務基準、日本工業規格の検査標準の建築基準法上の位置付けを明確にするため、建築基準法施行規則の一部を改正し、国土交通大臣が定める項目ごとに国土交通大臣の定める方法により調査・検査を行い、国土交通大臣の定める基準により是正の必要性等を判断することとします。

具体的な調査・検査の項目並びに項目ごとの調査・検査の方法、是正の必要性等の判定基準は、特殊建築物等、昇降機、遊戯施設、建築設備ごとに告示で定めます。

判定基準については、安全に係るもので、かつ劣化・損傷が安全性に影響を及ぼす項目については、原則として「指摘なし」、「要重点点検」、「要是正」の3段階、それ以外の項目は、「指摘なし」、「要是正」の2段階とします。

要重点点検	次回の調査・検査までに「要是正」に至る恐れが高い状態であり、所有者等に対して日常の保守点検において重点的に点検するとともに要是正の状態に至った場合は速やかに対応することを促すもの。
要是正	修理や部品の交換等により是正することが必要な状態であり、所有者等に対して是正を促すもの。 報告を受けた特定行政庁は、必要に応じて建築基準法第12条第5項に基づく是正状況の報告聴取や第9条による是正命令を行うべきである。

(2) 報告内容の充実

定期報告の内容を充実し、報告を受けた特定行政庁が適切な措置を講じやすくするため、建築基準法施行規則に定められた定期調査・検査の報告書の様式の一部を改正し、所有者、検査者、調査・検査対象の概要、検査結果の総評等について記載する報告書に、特定行政庁が必要と認めて規則で定めた書類（成績表、検査表等）を添えて報告するようになっている現行制度を以下のように見直します。

- ① 昇降機と遊戯施設で同じ様式の報告書を用いることとされていますが、これをそれぞれ定めます。
- ② 定期調査・検査において項目ごとに調査・検査をした資格者を明記するとともに、代表する立場の資格者が明確にします。
- ③ 調査・検査の結果指摘のあった項目に対する改善に関する事項及び前回の検査以降に発生した不具合に関する事項等を追加します。
- ④ 定期調査・検査の成績表・検査表を様式に追加し、全国一律に義務づけます。
- ⑤ 必要な調査・検査項目について、写真や試験結果の概要等の資料の添付を義務づけます。

(添付を義務づける資料の例)

検査項目	添付資料
エレベーターの主索	主索のうち基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を撮影した写真
エレベーターのブレーキパッド（ドラム式）	ブレーキパッドの状態を撮影した写真
遊戯施設の車輪軸	探傷試験の結果
要重点点検・要是正の指摘があった部分	検査の結果、要重点点検または要是正と判定された部分の写真

また、調査・検査の対象となる特殊建築物等、昇降機、建築設備の利用者がそれらの維持保全の状態をより詳細に知り得るようにするため、建築基準法施行規則に定められている報告概要書（閲覧対象）の様式の一部を改正し、調査・検査の結果指摘のあった項目に関する改善に関する事項、不具合に関する事項等を追加します。

2. スケジュール

公布：平成 20 年 1 月早々

※ 年内に公布内容について情報提供致します。

施行：平成 20 年 4 月 1 日（予定）

※ ただし、施行日前に調査・検査に着手した場合は、当該調査等に係る報告は従前の報告書等によることができることとします。

定期報告制度の見直しに対するパブリックコメントに寄せられた主なご意見と対応状況

建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項に定める定期報告制度における調査・検査の項目、方法及び判定基準並びに報告書等の様式について、平成 19 年 10 月 11 日から 11 月 25 日の間にパブリックコメントの募集を行った結果、約 80 の個人・法人から約 500 の項目についてご意見をいただいた。

○調査・検査の項目、方法及び判定基準

箇所	主なご意見	対応状況
[全般]	判定基準における「著しい」、「顕著な」といった表現では、どの程度で「要是正」等と判定すべきか不明確である。	判定基準は可能な限り定量的なものとしたが、定量化が困難な項目については、今後作成する解説書等により例示することとする。
[特殊建築物等及び建築設備] 全般	判定が「指摘なし」「要是正」のいずれかということになると、法に抵触しない程度の軽微な指摘をためらうようになるのではないか。	「指摘なし」とした上で、特記事項に軽微な指摘ができるように、報告書等の様式の修正、注意書きへの明記により対応した。
[特殊建築物等] 2 外装仕上げ材等 (11) タイル、モルタル、石貼り等の劣化、損傷状況	従前の調査方法からの大きな変更であり、約 10 年に 1 回とはいえ全面的に打診するには足場の設置を要するなど従前に比べ調査に多額の費用を要することとなり、所有者等の理解を得られない物件は定期報告ができなくなる。	外装タイル等の落下による死傷事故の例もあり、安全を確保するために約 10 年に 1 回の全面打診調査は必要である。 ただし、例えば分譲マンションの大規模修繕計画で明記されている等、次回調査までに外壁改修が行われることが確実である場合は、全面打診を要さないこととした。
[特殊建築物等] 4 建物内部 (50) 換気設備の作動状況 5 避難施設等、非常用進入口等 (25) 排煙設備の作動状況、(36) 非常用の照明装置の作動状況等	建築設備の定期検査との項目の重複は避けていただきたい。 作動状況まで特殊建築物等調査資格者に確認させるのは無理である。	特殊建築物等調査の対象として指定された建築物の建築設備が、建築設備検査の対象として指定されない可能性があることから、調査項目としては必要である。 なお、建築設備検査の対象として指定されている場合は、当該検査の記録を確認すれば足りることとしている。 特殊建築物等調査資格者等は当然一定水準の技術を持っているべきものであると考えている。 なお、資格者の能力の維持・向上の方策については、登録講習の充実、定期講習の受講義務付け等を検討している。

箇所	主なご意見	対応状況
[ロープ式エレベーター] 1 機械室 (12) 綱車及び巻胴の溝の摩耗又は綱車と主索のトラクションの状況（巻胴式を除く。）等	検査方法として製造者が指定する方法、判定基準として製造者設計基準を満たさないこととあるが、製造者の情報を開示することを義務付けるべきである。	所有者等を通じて製造者から必要な情報を入手することが原則であると考えられる。 また、製造者基準を入手できないことも想定されることから、製造者の情報に依らない検査方法等を併記している。
[遊戯施設] 6 乗物関係 (3) 台車先端軸のき裂等	「勾配が5度未満で定常走行速度が40km/h未満のもの」と「それ以外のもの」では分類が荒い。足漕ぎのサイクルモノレールにまで3年に1回の探傷試験を義務付けるのは厳しすぎる。 分解検査を義務付けることになるのか。分解検査を行わなくても探傷試験を実施できる場合もある。	「人力で走行するもの」（5年以内）、「定常走行速度が40km/h未満のもの」（3年以内）、「それら以外のもの」（1年以内）の3分類とするとともに、分解検査を必ずしも行わなくても良いこととする。 なお、台車先端軸等の定期的な探傷試験の実施は必要であると考える。
	軌条の勾配は探傷試験の頻度にあまり影響しないのではないか。定常走行速度がどんなに遅く、勾配5度を超える箇所が巻上部のみであっても、1年に1回の探傷試験が必要となってしまう。	
	台車先端軸、台車中心軸、車輪軸が具体的にどの部位を表すのかがわかりにくい。	解説書等で図解することとする。
[換気設備] 1 無窓居室・居室（共通項目） (9) 各系統の換気量等	換気設備の性能を5点測定で確認することとされているが、検査資格者の測定技術によって結果にばらつきが出るおそれがあるので、意味がない。	建築設備検査資格者等は当然一定水準の測定技術を持っているべきものであると考えている。 なお、資格者の能力の維持・向上のための方策については、登録講習の充実、定期講習の受講義務付け等検討している。

○報告書等の様式

箇所	主なご意見	対応状況
[全般] 項目ごとの結果を記載する様式	項目ごとに調査等を行った者の氏名を記入することとされているが、負担が大きいので工夫していただきたい。	調査者・検査者の諸元を記載する箇所に「番号」欄を設け、項目ごとの結果を記載する様式にはこの番号を記入することとする。
[全般] 項目ごとの結果を記載する様式	項目ごとに「改善（予定）年月」を記入することとされているが、特記事項と重複するのではないか。	ご意見を踏まえ削除する。

箇所	主なご意見	対応状況
[全般] 不具合の状況を記載する様式	どのようなものを「不具合」とするか具体的に明記してほしい。	<p>それぞれの様式の注意書きにおいて、以下のとおり定義し、さらに具体的な内容は解説書等で例示する。</p> <p>(特殊建築物等) ※「不具合等」 「屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等、建築物の状態変化に起因するもの」</p> <p>(昇降機) 「戸開走行、異常音・振動等、機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化等、昇降機の状態変化に起因するもの」</p> <p>(遊戯施設) 「衝突、異常音・振動等、機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化等、遊戯施設の状態変化に起因するもの」</p> <p>(建築設備) 「火災時の排煙設備未作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化等、建築設備の状態変化に起因するもの」</p>

○その他

主なご意見	対応状況
調査・検査資格者や所有者等に対する周知期間が短く、施行後現場が混乱するおそれがある。施行までに講習会の開催等による十分な周知・啓発を図っていただきたい。また、経過措置の設定についても検討願いたい。	<p>施行までに、解説書の発行、講習会の開催等により十分な周知を図つて参りたい。</p> <p>なお、経過措置については、施行日以前に調査・検査に着手した場合は、施行日以降に報告する場合であっても従前の様式によることができるように措置する予定である。</p>

昇降機、遊戯施設等の安全確保について とりまとめ（素案）概要

現行制度における課題

(1) 設置時の安全確保

①技術的基準

- ・一部の基準において、建築主事等が建築検査において性能を確認することが困難
 - (例) 昇降機や遊戯施設の安全装置に関する基準
- ・一部の基準において、フェイルセーフの観点から不十分なもの又は基準が未整備
 - (例) 自動回転ドアにおける挟まれ防止に関する基準

②確認等による審査

- ・専門性を有する建築主事等が少なく、高度化・複雑化している装置の性能チェックが十分に行えないとの指摘

(2) 使用時の安全確保

①定期報告制度の充実・強化

- ・定期報告の実施が不徹底
- ・粗雑な調査・検査をした資格者に対する処分の手続きが不明確
- ・使用時基準が適合の判断が困難なものとなっており、是正指導等との連携が不十分
- ・機器の機能の高度化等により専門の資格者による詳細検査が必要な設備があるとの指摘

②所有者等による維持保全の徹底

- ・昇降機及び遊戯施設について、維持保全計画等の作成に関し必要な指針が未整備

(3) 事故情報の収集

- ・事故の再発防止に有効な情報の収集が不十分

早急に講すべき施策

(1) 設置時の安全確保

①技術的基準

- ・昇降機及び遊戯施設の安全性に関する技術的基準の充実・強化
 - (例) 遊戯施設の客席部や安全装置の構造に関する基準

②確認等による審査

- ・建築主事等の確認審査で十分なチェックが困難なものについて、第三者の専門家による性能評価を受けた上で国土交通大臣が認定する制度を検討
 - (例) エレベーターや遊戯施設の作動を制御するプログラムや制御回路基盤等
- ・昇降機や遊戯施設の確認審査等に必要となる専門的な知識の習得・審査能力の向上

(2) 使用時の安全確保

①定期報告制度の充実・強化

- ・検査方法や判定基準を具体化・明確化、報告内容の充実
- ・特定行政庁の計画的取組による定期報告の的確な実施
- ・登録講習の充実、定期講習の義務付け等による資格者の能力の維持・向上と処分手続の明確化
- ・特定行政庁等による資格確認を徹底
- ・基準への適合を容易に判断できるような使用時基準を整備の検討

②所有者等による維持保全の徹底

- ・昇降機や遊戯施設について、維持保全計画等の作成に関し必要な指針の策定

(3) 事故情報の収集

- ・事故情報の収集・公表の仕組みの構築、関係機関間での情報共有化等のための体制整備の徹底

引き続き検討すべき課題

- ・ドア、シャッター等に関する技術的基準の検討
- ・遊戯施設の安全確保の方策のあり方の検討

昇降機、遊戯施設等の安全確保について
とりまとめ（素案）

平成 20 年〇月

社会资本整備審議会建築分科会
建築物等事故・災害対策部会

昇降機、遊戯施設等の安全確保について

目 次

はじめに 2
1. 背景 3
(1) 昇降機 3
(2) 遊戯施設 4
(3) 自動回転ドア 4
2. 現行制度の概要と課題 5
(1) 設置時の安全確保 5
①技術的基準 5
②確認等の審査 6
(2) 使用時の安全確保 6
①定期報告制度の充実・強化 6
②所有者等による維持保全の徹底 7
(3) 事故情報の収集 7
3. 早急に講すべき施策 8
(1) 設置時の安全確保 8
①技術的基準 8
②確認等の審査 8
(2) 使用時の安全確保 8
①定期報告制度の充実・強化 9
②所有者等による維持保全の徹底 9
(3) 事故情報の収集 10
4. 引き続き検討すべき課題 10
○ドア、シャッター等に関する技術的基準の検討 10
○遊戯施設の安全確保の方策の方策のあり方の検討 10

はじめに

平成16年3月の東京都港区の複合ビルの自動回転ドアにおける死亡事故、平成18年6月の東京都港区の公共賃貸住宅のエレベーターにおける死亡事故、平成19年5月の大坂府吹田市の遊園地のコースターにおける死亡事故をはじめとして、電動ゲートや防火シャッターによる挟まれ事故、外装材や広告版の落下事故、エスカレーター交差部での挟まれ事故など、建築物の可動部や昇降機、遊戯施設における事故が多く発生している。

また、重大事故には至らなかったものの、エレベーターの主索のストランド破断、かご枠部材等の強度不足、綱車の軸の折損なども報告されている。

このため、社会资本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において再発防止に向けて審議を行い、平成18年9月にはエレベーターの安全確保について中間報告を行ったところである。

加えて、平成19年10月には、総務省より、大阪府吹田市の遊園地のコースターにおける死亡事故を踏まえた遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果に基づく勧告を受けた。

本報告は、中間報告以降の事故を踏まえ、中間報告で引き続き検討すべきとされた事項も含め、昇降機、遊戯施設等の安全確保のための対策として、現行制度の枠組みを基本としつつ、その見直しについて取りまとめたものである。

1. 背景

(1) 昇降機

平成18年6月、東京都港区の公共賃貸住宅のエレベーターにおいて、戸が開いたままかごが上昇し、高校生が戸枠上部とかご床に挟まれて死亡するという痛ましい事故が発生した。

事故を受けて本部会でエレベーターの安全確保について精力的に審議を重ね、同年9月にエレベーターの安全確保について中間報告をとりまとめた。

中間報告では、

①設置時の安全確保のための施策として、

- ・運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置の義務化
- ・制動装置の二重化等の義務化
- ・安全装置等への第三者の専門家による認証・確認等の導入
- ・建築確認・検査の適確な実施
- ・既設エレベーターの安全確保の推進

②設置後の定期検査等による安全確保のための施策として、

- ・定期検査の実施方法の見直し
- ・定期報告の内容の充実
- ・定期検査を行う者の能力の確保
- ・建築物の所有者等による適切な保守管理に必要な情報の整備

③不具合情報等の共有等のための施策として、

- ・不具合情報等の収集・提供等を行う仕組みの構築

をとりまとめた。なお、捜査の進展により原因が特定され、新たに検討事項が生じた場合には、引き続き本部会において検討を継続することとしていたが、現時点では事故原因は特定されていない。

その後も、平成19年4月の東京都港区の複合ビル等のエレベーターの主索についてストランド破断の報告、同年9月の大坂府堺市の娯楽施設等のエレベーターの主索と綱車の滑りによるかごの降下、同年10月の神奈川県平塚市の商業施設のエスカレーターにおける挟まれ事故などが相次いだ。いずれも直近の定期検査において指摘なしとされており、定期検査が適切に行われていなかったおそれがある。

また、平成19年3月には、エレベーターメーカー等2社において、登録昇降機検査資格者講習の受講にあたり必要となる実務経験を詐称して資格を取得している者がいることが明らかとなった。実務経験を偽ったことが判明した者は国土交通大臣が定める要件を満たさないことになるため資格が失効することになるが、資格者の処分に係る手續がないという制度上の問題が明らかになった。

さらに、平成19年7月にはエレベーターのかご枠等に使用する鋼材の強

度不足について、同年8月には強度不足に起因するエレベーターの綱車軸の折損事故について報告があったが、綱車軸の強度については建築基準法令上に基準がなく、確認審査等において強度の確認が行われていないという制度上の問題が明らかになった。

(2) 遊戯施設

平成19年5月、大阪府吹田市の遊園地のコースターにおいて、車輪軸が折損・脱落し台車が傾き、乗客の一人が軌条脇の柵に頭部を強打し死亡するという痛ましい事故が発生した。警察当局の捜査の結果、同年12月に、業務上過失致死傷及び建築基準法違反（虚偽報告）容疑で、関係者3名及び遊園地を経営する社が書類送検された。報道によると、破断した車輪軸は金属疲労のため事故の半年には車軸の直径の約6割の深さまで亀裂が入っていたこと、車輪軸が施設の設置以来15年間一度も交換されていないこと、日本工業規格の遊戯施設の検査標準において年1回実施すべきとされている探傷試験を実施していなかったこと等が明らかになっている。

事故を受けて実施したコースター等の緊急点検の結果、車輪軸の探傷試験を1年以上実施していないものが約4割に上ることが判明した。

また、総務省が実施した遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査では、設置時の確認審査等を行う立場の特定行政庁の中には、高速で過激な運動をする遊戯施設について審査を行うことは困難である、構造に関しての安全面の審査はできるが運行に際しての安全管理に関しては判断できる能力の限界を超えていた、といった指摘をする行政庁があったと報告されている。

総務省は、遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査の結果を踏まえ、同年10月に、国土交通省に対して勧告を行ったが、その中で、遊戯施設の安全確保対策として、

- ・遊戯施設の確認審査等のあり方の検討
- ・定期検査方法等の明確化及び定期報告内容の充実
- ・維持保全及び運行管理の的確な実施
- ・事故情報の活用

が示された。

(3) 自動回転ドア等

平成16年3月、東京都港区の複合ビルの自動回転ドアに児童が頭部を挟まれ死亡するという痛ましい事故が発生した。

事故を受けて、国土交通省及び経済産業省の共同で、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会」を設置し検討を進めた結果、同年6月に自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドラインがとりまとめられた。

2. 現行制度の概要と課題

建築物等の安全確保に関しては、建築基準法令において最低限守るべき技術的基準が定められており、設置時に、建築主事等による建築確認、完了検査等により基準への適合を確認し、使用開始後は、所有者等による維持保全を原則としつつ、定期調査・検査報告により安全性を確保する仕組みとなっている。

(1) 設置時の安全確保

① 技術的基準

安全確保のため最低限守るべき技術的基準として、エレベーターについては、かご及びかごを支える主要な支持の強度基準、かごの耐衝撃基準、昇降路の耐火基準、駆動装置及び制御器の制御能力に係る基準、機械室の構造基準、安全装置の制動能力に係る基準が定められている。また遊戯施設については、客席部分を支える主要な支持部分の強度基準、客席部分の耐衝撃基準、安全装置である非常止め装置や周囲の安全等に関する基準が定められている。

このほか、防火シャッター等については、昨今の挟まれによる重大事故の教訓を踏まえ、平成17年12月に挟まれによる危害を防止するための装置の設置が義務付けられた。また、日常の安全確保に関する技術的基準については、階段及び踊り場の幅、階段の蹴上及び踏面の寸法、階段・バルコニー等への手すりの設置義務等が定められている。

しかし、建築主事等が建築確認・完了検査において性能を確認するためには必要な明確な基準（具体的な仕様・スペック）を定めることが困難であるため、満たすべき性能のみが規定されているものがある。

【具体的な例】

- ・昇降機や遊戯施設の安全装置に関する基準（かごが降下する速度が定格速度に相当する速度の1.4倍を超えないうちにかごの降下を自動的に制止する装置を設けなければならない 等）

また、安全上の課題があるにもかかわらず、フェイルセーフの観点から不十分との指摘があるもの又は基準が整備されていないものがある。

【具体的な例】

- ・昇降機の安全装置の構造に関する基準（運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置、制動装置の二重化、上向き非常止め装置等）
- ・遊戯施設の客席部や安全装置の構造に関する基準（一の車輪等の脱落等により転倒しない構造とすること、座席のシートベルト等が締められていないと動作しないこと等）

- ・エレベーターの駆動装置の強度に関する基準（綱車軸等）
- ・主要な使用材料の品質に関する基準（昇降機等の主要な支持部分の鋼材の品質等）
- ・自動回転ドアにおける挟まれ防止に関する基準

② 確認等による審査

建築物等の設置時には、建築主事等による建築確認、完了検査等により技術的基準への適合を確認することとなっている。また、具体的な構造方法等が示されていないものについては、第三者の専門家による性能評価を経た上で国土交通大臣が認定する仕組みもある。

一定の遊戯施設については、これらの手続きが準用されるべき工作物とされている。

【確認等による審査の対象となる遊戯施設】

- ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

しかし、昇降機や遊戯施設の性能をチェックするために必要な専門的な知識や能力を有する職員がいない特定行政庁においては、種類、形状及び動き方が多様化する遊戯施設の審査に苦慮しているとともに、制御プログラムが用いられる等により高度化・複雑化している一部の安全装置の性能については、チェックが十分に行えないとの指摘がある。

(2) 使用時の安全確保

① 定期報告制度の充実・強化

建築物等の使用時の安全性を担保するため、一定の建築物等の所有者等に対して、国土交通大臣が定める資格者等に定期に調査・検査させて、特定行政庁に報告することを義務付けており、報告を受けた特定行政庁が、必要に応じて法第9条等に基づく是正指導等を行うことが期待されている。

国土交通大臣が定める資格者等については、粗雑な調査・検査をしたことが明らかになった場合は、大臣の定める要件を満たさなくなることにより自動的に資格が失効することとなるため、講習終了証明書の返納を求めている。

しかし、特殊建築物等調査及び建築設備検査については、報告が義務付けられているにもかかわらず報告率が約6割であるなど、定期報告の実施が徹底されていない。また、実施されていても、定期検査の項目、検査方法、判定基準について建築基準法上の位置づけが不明確であることから、

適切な定期調査・検査が実施されていないおそれがある。

資格者制度については、粗雑な調査・検査をした資格者に対する処分の手続きが不明確となっている。

また、昇降機等の主索等の摩損等が生じるおそれがある部分については、基準に適合しているかどうかを判断するためには強度を確かめる必要があるなど、定期調査・検査において違法か否かの判断が難しく、報告を受けた特定行政庁が法第9条に基づく是正指導等に踏み切りにくいとの指摘がある。

さらに、火災時に確実に作動することが求められる防火設備等については、定期調査において劣化の状況や作動状況等の調査が行われているが、挟まれによる危害を防止するための装置の追加等、機器の機能の高度化等を踏まえ、専門の資格者による詳細な定期検査が必要であるとの指摘もある。

② 所有者等による維持保全の徹底

建築物等の使用時の安全性の確保に係る一義的な責任は、当該建築物等の所有者等が負っている。このため法第8条第1項により所有者等には建築物等を常時適法な状態に維持する努力義務が課されるとともに、特殊建築物等の所有者等は、同条第2項により必要に応じて当該建築物等について維持保全に関する計画等を作成し、その他適切な措置を講じなければならないとされている。国土交通大臣は維持保全計画の作成に関し必要な指針を定めることができることとされており、建築物については当該指針が告示により示されている。

しかし、昇降機及び遊戯施設については、維持保全（遊戯施設については維持保全に加えて運行管理）について技術的助言を通知するにとどまり、法に基づく指針が示されていない。

（3）事故情報の収集

建築物等に係る事故情報については、類似事故の再発防止の観点から、特定行政庁に対し、利用者からの通報、報道機関による報道等により収集すること、消防部局等関係行政機関と連携した連絡協議会を設置し、昇降機に係る事故情報の共有等を図ること、死亡事故又は社会的影響が大きいと認められる人身事故が発生した場合は国土交通省へ報告すること等について技術的助言を通知し、事故情報の収集・共有化を要請している。

また、建築物等における事故情報、ヒヤリハット情報等についてインターネットを通じて収集・公表するサイト（建築物事故情報ホットライン）を（財）日本建築防災協会に開設し、今年度から運用が開始されている。

しかし、建築物等に関する事故情報については、建築物事故情報ホットラインの運用開始以降、事故通報、ヒヤリハット情報に関する通報が1件もないなど、事故の再発防止に有効な情報の収集が不十分な状況にある。

3. 早急に講すべき施策

2で整理した現行制度およびその課題を踏まえ、以下の施策について、早期に講ずる必要がある。

(1) 設置時の安全確保

① 技術的基準

平成18年9月に本部会が中間報告において示した、エレベーターにおける運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置の設置、制動装置の二重化等の義務化に加え、先般のコースターでの死亡事故、エレベーターの綱車軸の折損事故等を踏まえ、昇降機及び遊戯施設の安全性に関する技術的基準の充実・強化を図る。

【具体的な例】

- ・エレベーターの駆動装置の構造基準（綱車軸の強度等）
- ・主要な使用材料の品質に関する基準（昇降機等の主要な支持部分の鋼材の品質等）
- ・遊戯施設の客席部や安全装置の構造に関する基準（一の車輪等の脱落等により転倒しない構造とすること、座席のシートベルト等が締められていないと動作しないこと等）

② 確認等による審査

建築主事等が建築確認・完了検査等において十分なチェックが行われていない安全装置等の性能については、第三者の専門家による性能評価を受けた上で国土交通大臣が認定する制度を検討する。

【具体的な例】

- ・エレベーターや遊戯施設の作動を制御するプログラムや制御回路基盤等
- ・明確な基準（具体的な仕様・スペック）を定めることが困難な安全装置等

また、昇降機や遊戯施設の建築確認・検査等に必要となる専門的な知識の習得や審査能力の向上を支援するため、昇降機や遊戯施設の審査等を担当する建築主事等に対する研修等を実施する。

(2) 使用時の安全確保

① 定期報告制度の充実・強化

ア. 適切な定期報告の実施

日本工業規格の検査標準の内容を含む検査方法や判定基準を具体化・明確化するとともに、特定行政庁への報告内容の充実を図ることについては、平成20年度より運用が開始されることから、円滑かつ適切な運用を図る必要がある。

また、特に定期報告率が低い特殊建築物等調査及び建築設備検査を中心とし、定期報告が着実に実施されるようにするため、特定行政庁において、定期報告率等に関する目標や取り組むべき事項を明らかにした計画を策定し、定期報告の的確な実施等による建築物等の安全確保に計画的に取り組む必要がある。

イ. 資格者制度の見直し

資格者の資質を向上させるため、登録講習や修了考査を、調査・検査の方法や判定基準の習得に重点をおいたものに見直すとともに、3～5年ごとの定期講習を義務付け、資格者の能力の向上と維持を図る。

また、資格者に資格者証を交付することとし、資格者の資格取得と喪失に関する手続きを明確化する必要がある。

さらに、資格者名簿を閲覧に供するとともに、定期調査・検査報告書に資格者証の添付を義務付けることにより、特定行政庁等による資格確認を徹底する。

ウ. 使用時基準の検討

昇降機等の主索等の摩損等が生じるおそれがある部分について、検査資格者や特定行政庁等が劣化した主索等の状態から基準への適合を容易に判断できるような技術的基準を整備することを検討する。

【使用時基準の例】

- ・エレベーターの主索の摩耗部分の直径の非摩耗部分の直径に対する割合は90%以上としなければならない

② 所有者等による維持保全の徹底

昇降機や遊戯施設について、維持保全計画の作成に関し必要な指針を策定するとともに、建築確認申請時や定期検査報告時などの機会をとらえ、所有者等に対して的確な内容の維持保全計画が策定されるよう必要な指導を行う必要がある。

【指針で示す項目例】

○維持保全計画

- ・昇降機又は遊戯施設の概要に関する事項
- ・維持保全の実施体制に関する事項

- ・点検・検査に関する事項
- ・保守・部品交換に関する事項
- ・図書の作成、管理に関する事項

なお、遊戯施設については、維持保全計画のみならず運行管理の内容についても、指針において位置づけ、維持保全計画の策定に併せて運行管理規程の整備を指導する必要がある。

【指針で示す項目例】

○運行管理

- ・運行管理の実施体制に関する事項
- ・始業前・終業後の点検に関する事項
- ・運行基準に関する事項
- ・運行記録に関する事項
- ・事故発生時の措置に関する事項

(3) 事故情報の収集

定期報告制度において昇降機等に係る不具合情報の報告を義務付けるとともに、事故情報の収集のため、特定行政庁に対して、事故情報の収集・公表の仕組みの構築（条例の制定、情報収集窓口の設置、公報やインターネットによる周知等）や消防部局との連携など特定行政庁と関係機関との間での事故情報の共有化等のための体制整備の徹底を図る。また、国土交通省においても、情報収集窓口の設置、インターネットによる周知等事故情報の収集体制を整備する必要がある。

4. 引き続き検討すべき課題

2で整理した現行制度およびその課題を踏まえ、以下について、引き続き検討する必要がある。

○ ドア、シャッター等に関する技術的基準の検討

転倒、転落、挟まれ事故の危険性があるドア、シャッター等の設備や日常安全性の確保に係る建築物の構造等について、事故情報等の収集・分析等を行うとともに、この結果を踏まえ、建築基準法の技術的基準の整備等の必要性について検討する。

○ 遊戯施設の安全確保の方策のあり方の検討

遊戯施設の安全確保の一層の充実を図るため、遊戯施設に係る安全性の審査体制の拡充及び維持保全・運行管理の徹底等を行うための方策のあり方について検討する。

今後のスケジュール（案）

建築物等事故・災害対策部会においては、以下のスケジュールのもと、平成20年2月上旬にとりまとめを行う。

平成19年10月30日 第 9回部会

12月21日 第10回部会

平成20年1月 上旬 とりまとめ（案）に対する意見募集

平成20年2月 上旬 第11回部会（とりまとめ）